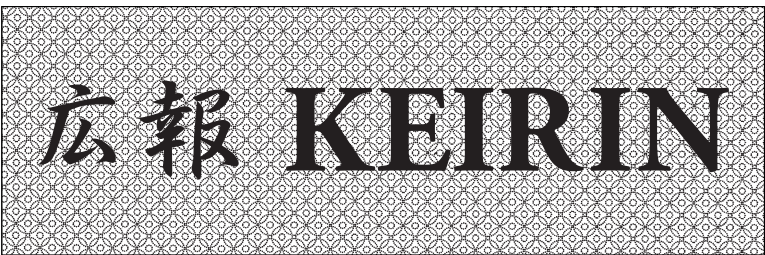


財団法人JKA(KEIRIN)はJOC及び日本代表選手を支援しています。



競輪第2号
(毎月1回発行)

発行
財団法人JKA
競輪広報グループ
東京都千代田区
六番町4番地6
電話 03(3239)9420



ふるさとダービー弥彦で優勝し、賞金ボードを手に笑顔の手島慶介選手

目 次

今月のトピックス

- 手島慶介が優勝 ふるさとダービー弥彦
- 武田豊樹が2連覇 全プロ記念SPR賞
- 平塚と立川で重勝式車券導入
- チャリロト・セレクトで史上最高払戻金
- 伏見、長塚らが北京五輪自転車トラック代表
- 6月の競輪開催日程2
- 規程の改正3
- 役員選任の認可24
- 競輪選手の登録事項の変更29
- 競輪選手の登録消除29
- 競輪選手の特別昇班29
- 競輪選手の登録更新30
- 選手身体検査延期者の検査結果に対する
出場あっせん保留の解除32

- 競輪選手の出場あっせん停止32
- 先頭誘導選手の認定・認定更新・認定抹消 ...32
- 先頭誘導選手の認定取消34
- 競輪審判員の登録消除34
- 競輪審判員の登録事項の変更34
- 競輪検車員の認定取消34
- 競輪自転車の登録消除35
- 競輪自転車の所有者登録35
- 平成20年5月競輪出場あっせん状況37
- 平成20年5月開催出場あっせん概況表37
- 平成20年5月開催競輪選手需給状況表37
- 平成20年6月競輪出場あっせん計画38
- 平成20年6月開催競輪選手需給計画表38
- 登録・認定数等38
- 車券売上状況(4月分)39

今月のトピックス

手島慶介が優勝 ふるさとダービー弥彦

ふるさとダービー弥彦（GⅠ）の決勝戦は4月22日、新潟県の弥彦競輪場で行われ、手島慶介（群馬）が直線で抜け出して優勝、賞金1540万円（副賞含む）を獲得した。手島のビッグレース（GⅠ以上）制覇は、2006年のふるさとダービー防府に続いて2回目。2着は平原康多（埼玉）3着には有坂直樹（秋田）が入った。

武田豊樹が2連覇 全プロ記念SPR賞

平成20年度全日本プロ選手権自転車競技大会記念競輪最終日は5月10日、奈良市の奈良競輪場で行われ、11レースのスーパープロピストレーサー賞は武田豊樹（茨城）が差し切って連覇を達成、賞金300万円（副賞含む）を獲得した。2着は三宅伸（岡山）3着は平原康多（埼玉）

平塚と立川で重勝式車券導入

平塚競輪と立川競輪が4月から、競輪界で初めての重勝式車券を導入した。インターネット専用サイトのみ発売し、的中者が出ない場合は払戻金が最高12億円までキャリーオーバーとなる。2007年6月に自転車競技法が改正され、重勝式の発売が認められた。

平塚競輪が始めた新車券は、後半7レースの1着をすべて当てる7重勝単勝式。1口200円の「チャリロト」はコンピューターが自動的に予想する。1口100円の「チャリロト・セレクト」は購入者が自分で予想する方式。

立川競輪の「Kドリームス」は、最後の4レースの各1、2着の組み合わせをコンピューターが予想する4重勝2連勝複式の「BIG DREAM（ビッグドリーム）」（1口200円）最後の5レースの1着をすべて予想する5重勝単勝式の「K-5」（1口100円）最後の3レースの1着をすべて予想する3重勝単勝式の「K-3」（1口100円）の3種類。

チャリロト・セレクトで史上最高払戻金

平塚競輪の「チャリロト・セレクト」で5月2日、キャリーオーバーによって1132万5820円の的中車券が2口出た。平成18年9月21日の奈良競輪で出た476万700円（3連勝単式）の記録を上回る史上最高の払戻金となった。

伏見、長塚らが北京五輪自転車トラック代表

北京五輪自転車競技トラックレースの日本代表8人が決まり、日本自転車競技連盟が発表した。日本競輪選手会からは、アテネ五輪男子チームスプリント銀メダルの伏見俊昭（福島）と長塚智広（茨城）のほか、渡邊一成（福島）、永井清史（岐阜）、北津留翼（福岡）。伏見は2大会連続、長塚は3大会連続の出場となる。

ふるさとダービー弥彦（GⅡ）決勝成績

= 4月22日弥彦11R・先頭固定競走2025m =

着順	枠番	車番	選手名	年令	登録	上がり着差	今回成績
1			手島 慶介	33	群馬	11秒4	
2			平原 康多	25	埼玉	¹ / ₂ 輪	
3			有坂 直樹	38	秋田	微差	
4			小橋 秀幸	29	青森	³ / ₄ 輪	
5			諸橋 愛	30	新潟	¹ / ₈ 輪	
6			鈴木 誠	43	千葉	¹ / ₂ 身	
7			山崎 芳仁	28	福島	³ / ₄ 輪	
8			加倉 正義	36	福岡	³ / ₄ 身	
9			小嶋 敬二	38	石川	6身	

決め手 = 差し 2枠複 - 3,880円 ⑮
2車単 - 15,010円 ⑬
3連単 165,150円 ⑫



1着でゴールする武田豊樹選手（1番車）

(写真提供 共同通信社)

6 月 の 競 輪 開 催 日 程		
函 館（8～11）(ナ16～18) 青 森【5～7】(13～15)(27～29) いわき平（20～22）(27～29) 弥 彦（5～7）(18～20) 前 橋【21～23】(27～29) 取 手【13～15】(25～27) 宇都宮（6～8）(18～20) 大 宮（7～9） 西武園（13～15） 京王閣（ナ25～27） 立 川（RF6～8）(20～22) 松 戸【ナ10～12】 千 葉（3～5）(17～19) 花月園（20～22） 川 崎【ナ13～15】 平 塚【 5～7】(ナ19～21)	小田原（27～30） 伊 東（5/31～2）(24～26) 伊 岡【6～8】(12～14) 豊 橋【5～7】(25～27) 一 宮（14～16）(25～27) 名古屋（7～9）(18～20) 岐 阜（11～13） 大 垣【4～6】(28～30) 松 阪【18～20】 四日市【ナ12～14】 富 山（7～9）(21～24) 福 井（6～8）(18～20) 大 津（5/31～3） 奈 良（10～12）(29～7/1) 向日町【4～6】(19～21) 和歌山（ 12～14）	岸和田（17～19）(24～26) 玉 野【5～7】(25～27) 広 島（4～6）(11～13)(27～29) 防 府（19～21） 高 松（13～15）(20～22) 観音寺（12～14） 小松島（6～8） 高 知【18～20】 松 山（26～28） 小 倉【ナ3～5】 別 府（11～13）(25～27) 武 雄（6～8） 佐世保（19～21）(26～28) 久留米【18～20】 熊 本（5～7）(14～17)

(注) 1. 太字はGⅠ、GⅢを表す。(太字の〔 〕はFⅠを表す)
2. 印は施設等改善競輪の実施を表し、印は北京オリンピック日本代表選手応援協賛競輪の実施を表す。
3. 太字のナはナイター競輪を表す。
4. RFと表示した節は、レインボーカップファイナルステージの実施を表す。

規程の改正

■平成20・03・28製第36号
平成20年3月31日

財団法人日本自転車振興会 会長 下重 暁子 殿

経済産業大臣 甘利 明

競輪に係る業務の方法に関する規程の変更の認可について

平成20年3月28日付け19日振企第14号をもって申請があった上記の件については、自転車競技法第26条第1項の規定に基づき、認可します。

『競輪に係る業務の方法に関する規程』新旧対照表

現 行	改 正 案
○競輪に係る業務の方法に関する規程 (平成19年10月1日 平成19・10・01製第21号認可) 改正 平成19年12月25日 平成19・12・20製第6号認可 目次 第2章 競輪審判員に関する業務 第3節 表彰 第1条 財団法人日本自転車振興会（以下「本財団」という。）は、自転車競技法（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、この規程を定める。 第5条 本財団は、様式第1による審判員登録の申請をした者について、審判員資格検定を行う。	○競輪に係る業務の方法に関する規程 (平成19年10月1日 平成19・10・01製第21号認可) 改正 平成19年12月25日 平成19・12・20製第6号認可 改正 平成20年3月31日 平成20・03・31製第36号認可 目次 第2章 競輪審判員に関する業務 第3節 削除 第1条 財団法人「K A」（以下「本財団」という。）は、自転車競技法（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、この規程を定める。 第5条 同左 <u>2 本財団は、審判員資格検定を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した実施要綱を定め、これを審判員資格検定実施の日の1月前までに、本財団の発行する会報及びホームページに掲載する。</u> (1) 受検資格 (2) 登録申請の手続 (3) 資格検定の科目 (4) 資格検定の実施日時及び場所 (5) 合格者の発表の期日及び方法 第7条 審判員資格検定の検定科目は、身体検査、技能検定、学力検定及び人物検定とする。 第10条 同左 (1) 同左 (2) 同左 (3) 同左 (4) 同左 (5) 同左 (6) 同左 (7) 競輪の審判の要領 (8) 同左 (9) 同左 第17条 前条に定める更新検定の検定科目は、身体検査及び技能検定とする。 2 同左 3 同左 第24条 登録規則第14条の規定による審判員の登録消除は、競輪登録消除審議委員会（以下「審議委員会」という。）の答申に基づき、これを行う。 第36条 本財団は、登録規則第3条の規定による審判員の登録若

現 行	改 正 案
しくは削除又は記載事項の変更をしたときは、その旨を本財団の発行する会報に掲載する。	しくは削除又は記載事項の変更をしたときは、その旨を本財団の発行する会報及びホームページに掲載する。
第 3 節 表彰	第 3 節 削除
第 4 2 条 本財団は、次の各号のいずれかに該当する審判員を表彰する。	第 4 2 条 削除
(1) 審判業務に関し、著しい業績があったと認めた者	
(2) 永年審判業務に従事し、成績優秀にして他の模範とするに足ると認めた者	
(3) 審判業務に関し、有益な考案又は改良をしたと認めた者	
(4) その他著しい善行があり、表彰するに足ると認めた者	
第 4 3 条 表彰の方法は、次のとおりとする。	第 4 3 条 削除
(1) 賞状	
(2) 賞品又は賞金	
第 4 7 条 本財団は、次の各号のいずれかに該当する審判員以外の開催執務員を表彰する。	第 4 7 条 削除
(1) 開催業務に関し、著しい業績があったと認めた者	
(2) 永年開催業務に従事し、執務成績優秀にして他の模範とするに足ると認めた者	
(3) 開催業務に関し、有益な考案又は改良をしたと認めた者	
(4) その他著しい善行があり、表彰するに足ると認めた者	
第 4 8 条 表彰の方法は、次のとおりとする。	第 4 8 条 削除
(1) 賞状	
(2) 賞品又は賞金	
第 5 1 条 本財団は、毎年日本競輪学校の生徒を募集する。	第 5 1 条 同左
2 本財団は、前項の募集を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した日本競輪学校生徒募集要項を定め、これを入学試験開始の日の 1 月前までに、本財団の発行する会報に掲載する。	2 本財団は、前項の募集を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した日本競輪学校生徒募集要項を定め、これを入学試験開始の日の 1 月前までに、本財団の発行する会報及びホームページに掲載する。
(1) 応募者の資格	(1) 同左
(2) 募集人員	(2) 同左
(3) 応募の手續	(3) 同左
(4) 入学試験の科目及び方法	(4) 同左
(5) 入学試験の実施日時及び場所	(5) 同左
(6) 合格者の発表の期日及び方法	(6) 同左
3 第 1 項の募集に関する事務は、競技実施法人に委託することができる。	3 同左
第 5 8 条 一般試験の種目は、身体検査及び人物考査並びに技能試験又は適性試験とする。	第 5 8 条 一般試験の科目は、身体検査及び人物考査並びに技能試験又は適性試験とする。
2 前項の試験種目のうち、技能試験及び適性試験については、受験者があらかじめ選択するものとする。この場合において、入学願書を受理した後における試験種目の選択の変更はできないものとする。	2 前項の試験科目のうち、技能試験及び適性試験については、受験者があらかじめ選択するものとする。この場合において、入学願書を受理した後における試験科目の選択の変更はできないものとする。
第 5 9 条 特別試験の種目は、身体検査及び人物考査とする。	第 5 9 条 特別試験の科目は、身体検査及び人物考査とする。
第 7 4 条 本財団は、様式第 7 による選手登録の申請をした者について、選手資格検定を行う。	第 7 4 条 同左
	2 本財団は、選手資格検定を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した実施要綱を定め、これを選手資格検定実施の日の 1 月前までに、本財団の発行する会報及びホームページに掲載する。
	(1) 受験資格
	(2) 登録申請の手續
	(3) 資格検定の科目
	(4) 資格検定の実施日時及び場所
	(5) 合格者の発表の期日及び方法
第 7 6 条 第 7 4 条に定める選手資格検定の種目は、身体検査、学力検定、技能検定及び人物検定とする。	第 7 6 条 第 7 4 条に定める選手資格検定の科目は、身体検査、学力検定、技能検定及び人物検定とする。
2 身体検査は、別表第 1 の身体検査合格基準で定める検査項目について行う。	2 同左
3 学力検定は、次の各号に掲げる科目について筆記により行う。	3 同左
(1) 自転車競技法及び自転車競技法施行規則	
(2) 競輪審判員、選手および自転車登録規則	
(3) 自転車競走実施規則（例）	
(4) 自転車競走競技規則（例）	
(5) 競輪に係る業務の方法に関する規程	
(6) 自転車の構造及び機能に関する理論	
(7) スポーツに関する医学的知識	
(8) 一般教養	
4 技能検定は、次の各号に掲げる科目について行う。	4 同左

現 行	改 正 案
(1) 自転車による1,000メートル独走の走行時間 (2) 自転車による400メートル助走後における200メートル独走の走行時間 (3) 走行技能 (4) 自転車の整備技能 5 人物検定は、競輪選手としての適格性の有無について行う。 第77条 選手資格検定の合格基準は、次の各号で定めるとおりとする。	5 同左 第77条 同左
(1) 身体検査は、別表第1の身体検査合格基準に適合していること。 (2) 学力検定は、各科目60点(100点満点)以上の成績であること。 (3) 技能検定 ア 走行能力 (ア) 1,000メートルの走行時間が1分20秒以内であること。 (イ) 400メートル助走後における200メートルの走行時間が13.3秒以内であること。 イ 走行技能は、公正安全な競走を行うに適当と認められる技能を有すること。 ウ 自転車の整備技能は、一定時間内に正確、かつ、完全に自転車を分解して組立てを行うことのできる技能を有すること。 第87条 本財団は、前条により審議委員会に付議するに当たり、登録消除の事由の有無に関し、専門的知識と判断が必要であると認めるときは、あらかじめ選手資格審査会において審査させる。	(1) 同左 (2) 同左 (3) 同左 ア 同左 (ア) 1,000メートルの走行時間が1分15秒以内であること。 (イ) 400メートル助走後における200メートルの走行時間が12.8秒以内であること。 イ 同左 ウ 同左
第89条 第26条から第30条までの規定は、選手の登録の消除について準用し、第30条から第33条までの規定は、選手の登録の消除に対する異議申立てについて準用する。この場合において、第26条及び第27条中「第22条」とあるのは「第83条第1項」と、第29条及び第31条第1項中「登録規則第14条」とあるのは「登録規則第21条」と読み替えるものとする。	第87条 本財団は、前条により審議委員会に付議するに当たり、登録消除の事由の有無に関し、専門的知識と判断が必要であると認めるときは、あらかじめ競輪選手資格審査会（以下「選手資格審査会」という。）において審査させる。 第89条 第26条から第30条までの規定は、選手の登録の消除について準用し、第30条から第33条までの規定は、選手の登録の消除に対する異議申立てについて準用する。この場合において、第26条、第27条、第28条第1項、第29条及び第31条第1項中「審判員」とあるのは「選手」と、第26条及び第27条中「第22条」とあるのは「第83条第1項」と、第29条及び第31条第1項中「登録規則第14条」とあるのは「登録規則第21条」と読み替えるものとする。
第91条 本財団は、登録規則第3条の規定による選手の登録若しくは消除又は記載事項の変更をしたときは、その旨を本財団の発行する会報に掲載する。 第116条 本財団は、登録規則第3条の規定による自転車の登録若しくは消除又は記載事項の変更をしたときは、その旨を本財団の発行する会報に掲載する。 第137条 第135条の規定による選手の出場あっせんの停止は、あっせん規制委員会の答申に基づき、これを行う。	第91条 本財団は、登録規則第3条の規定による選手の登録若しくは消除又は記載事項の変更をしたときは、その旨を本財団の発行する会報及びホームページに掲載する。 第116条 本財団は、登録規則第3条の規定による自転車の登録若しくは消除又は記載事項の変更をしたときは、その旨を本財団の発行する会報及びホームページに掲載する。 第137条 第135条の規定による選手の出場あっせんの停止は、競輪選手あっせん規制委員会（以下「あっせん規制委員会」という。）の答申に基づき、これを行う。
第141条 第27条、第29条及び第30条の規定は、第135条の規定による出場あっせんの停止について準用する。この場合において、第27条中「第22条」とあるのは「第135条」と、第29条中「登録規則第14条」とあるのは「第135条」と読み替えるものとする。	第141条 第27条、第29条及び第30条の規定は、第135条の規定による出場あっせんの停止について準用する。この場合において、第27条及び第29条中「審判員」とあるのは「選手」と、第27条中「第22条」とあるのは「第135条」と、第29条中「登録規則第14条」とあるのは「第135条」と読み替えるものとする。
第144条 第142条の規定による処置の適用は、選手出場あっせんをしない処置委員会（以下「あっせんをしない処置委員会」という。）の答申に基づき、これを行う。 第145条 あっせんをしない処置委員会は、委員長及び委員8人で組織する。 2 委員は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 本財団の役職員 2人 (2) 全輪協が推薦する者 2人 (3) 競技実施法人が推薦する者 2人 (4) 日競選が推薦する者 2人 3 委員は、本財団の会長が委嘱する。 4 委員長は、本財団の業務部担当理事をもって、これに充てる。 5 委員長は、会務を総理する。 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。 7 あっせんをしない処置委員会の審議に関し必要な事項は、別に定める。	第144条 第142条の規定による処置の適用は、競輪選手出場あっせんをしない処置委員会（以下「あっせんをしない処置委員会」という。）の答申に基づき、これを行う。 第145条 同左 2 同左 3 同左 4 委員長は、本財団の担当理事をもって、これに充てる。 5 同左 6 同左 7 同左
附 則 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。 2 この規程の改正前に交付され又は作成された書面は、この規程の改正後に交付され又は作成された書面とみなす。	附 則 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。 2 この規程の改正前に交付され又は作成された書面は、この規程の改正後に交付され又は作成された書面とみなす。

様式第1 (第5条及び第16条関係)

審判員登録申請書

財団法人日本自転車振興会会長 殿 年 月 日

住所 (ふりがな) 氏名 (ふりがな) 氏名 生年月日 登録番号 第 号 印

審判員登録申請について

「競輪審判員、選手および自転車登録規則」に基づく競輪審判員としての登録を下記の書類を添付のうえ、申請します。

登録更新

記

1 履歴書 (審判履歴を含む)
2 住民票記載事項の証明書
3 健康診断書
4 写真 (縦3.6cm、横2.4cm、脱帽上半身) 2枚
5 競技実施法人推薦書

(注)
1 登録を申請する場合は、登録番号の欄は空白にしておくこと。
2 登録更新を申請する場合は、「4 写真」のみを添付すること。

様式第1 (第5条及び第16条関係)

審判員登録更新申請書

財団法人JKA会長 殿 年 月 日

住所 (ふりがな) 氏名 (ふりがな) 氏名 生年月日 登録番号 第 号 印

審判員登録更新申請について

「競輪審判員、選手および自転車登録規則」第13条第1号の規定に基づき登録更新の申請をします。

競輪審判員としての登録を下記の書類を添付のうえ、申請します。

登録更新

記

1 履歴書 (審判履歴を含む)
2 住民票記載事項の証明書
3 健康診断書
4 写真 (縦3.6cm、横2.4cm、脱帽上半身) 2枚
5 競技実施法人推薦書

(注)
1 登録を申請する場合は、登録番号の欄は空白にしておくこと。
2 登録更新を申請する場合は、「4 写真」のみを添付すること。

様式第2 (第35条関係)

審判員登録簿

財団法人日本自転車振興会

No. 登録番号 氏名 (ふりがな) 生年月日 性別 登録年月日

住所 変更年月日

本籍地 変更年月日

登録更新、消除に関する事項

更新 消除 年 月 日 摘 要

備考

様式第2 (第35条関係)

審判員登録簿

財団法人JKA

No. 登録番号 氏名 (ふりがな) 生年月日 性別 登録年月日

住所 変更年月日

本籍地 変更年月日

登録更新、消除に関する事項

更新 消除 年 月 日 摘 要

備考

様式第3 (第37条関係)

審判員登録証

写真 登録番号 第 号 登録年月日 年 月 日 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

住所 氏名 生年月日 性別

上記の者は、自転車競技法第6条の規定により本財団に登録された審判員であることを証明する。

年 月 日 財団法人日本自転車振興会 印

備考 用紙の大きさは、長さ100ミリメートル、幅70ミリメートルとする

様式第3 (第37条関係)

審判員登録証

写真 登録番号 第 号 登録年月日 年 月 日 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

住所 氏名 生年月日 性別

上記の者は、自転車競技法第6条の規定により本財団に登録された審判員であることを証明する。

年 月 日 財団法人JKA 印

備考 用紙の大きさは、長さ100ミリメートル、幅70ミリメートルとする

様式第4 (第38条関係)

審判員登録証記載事項変更届出書

財団法人日本自転車振興会会長 殿 年 月 日

住所 (ふりがな) 氏名 (ふりがな) 氏名 生年月日 登録番号 第 号 印

審判員登録証記載事項の変更について

審判員登録証記載事項のうち下記事項について変更しましたので、「競輪審判員、選手および自転車登録規則」第4条の規定に基づき、届出ます。

記

1 変更事項 (ふりがな)
(1) 住所 新 旧
(2) 氏名 新 旧
2 添付書類
(1) 審判員登録証
(2) 住民票記載事項の証明書

様式第4 (第38条関係)

審判員登録証記載事項変更届出書

財団法人JKA会長 殿 年 月 日

住所 (ふりがな) 氏名 (ふりがな) 氏名 生年月日 登録番号 第 号 印

審判員登録証記載事項の変更について

審判員登録証記載事項のうち下記事項について変更しましたので、「競輪審判員、選手および自転車登録規則」第4条の規定に基づき、届出ます。

記

1 変更事項 (ふりがな)
(1) 住所 新 旧
(2) 氏名 新 旧
2 添付書類
(1) 審判員登録証
(2) 住民票記載事項の証明書

様式第5 (第39条関係)

審判員登録消除申請書

財団法人日本自転車振興会会長 殿 年 月 日

住所 (ふりがな) 氏名 (ふりがな) 氏名 生年月日 登録番号 第 号 印

審判員登録消除の申請について

下記の事由のため、「競輪審判員、選手および自転車登録規則」第13条第1号の規定に基づき審判員登録の消除を申請します。

記

1 登録消除の事由
2 添付書類 審判員登録証

様式第5 (第39条関係)

審判員登録消除申請書

財団法人JKA会長 殿 年 月 日

住所 (ふりがな) 氏名 (ふりがな) 氏名 生年月日 登録番号 第 号 印

審判員登録消除の申請について

下記の事由のため、「競輪審判員、選手および自転車登録規則」第13条第1号の規定に基づき審判員登録の消除を申請します。

記

1 登録消除の事由
2 添付書類 審判員登録証

様式第6 (第40条、第95条及び第121条)

審判員選手登録証再交付申請書

財団法人日本自転車振興会会長 殿 年 月 日

住所 (ふりがな) 氏名 (ふりがな) 氏名 生年月日 登録番号 第 号 印

審判員選手登録証再交付申請について

「競輪審判員、選手および自転車登録規則」第6条の規定に基づき、下記の事由により登録証の再交付を申請します。

記

1 再交付申請の事由
2 添付書類
(1) 登録証 (き損の場合のみ)
(2) 配簿記録郵便の郵便料金相当の切手を貼付した返信用封筒

様式第6 (第40条、第95条及び第121条)

審判員選手登録証再交付申請書

財団法人JKA会長 殿 年 月 日

住所 (ふりがな) 氏名 (ふりがな) 氏名 生年月日 登録番号 第 号 印

審判員選手登録証再交付申請について

「競輪審判員、選手および自転車登録規則」第6条の規定に基づき、下記の事由により登録証の再交付を申請します。

記

1 再交付申請の事由
2 添付書類
(1) 登録証 (き損の場合のみ)
(2) 配簿記録郵便の郵便料金相当の切手を貼付した返信用封筒

様式第7 (第74条及び第82条関係)

選手登録申請書

財団法人日本自転車振興会会長 殿 年 月 日

住所 (ふりがな) 氏名 (ふりがな) 氏名 生年月日 登録番号 第 号 印

選手登録更新申請について

「競輪審判員、選手および自転車登録規則」に基づく選手としての登録を下記の書類を添付のうえ、申請します。

登録更新

記

1 住民票記載事項の証明書
2 写真 (縦3.6cm、横2.4cm、脱帽上半身) 4枚

(注)
1 登録を申請する場合には、登録番号の欄は空白にしておくこと。
2 登録更新を申請する場合には、住民票記載事項の証明書の添付は要しない。

様式第7 (第74条及び第82条関係)

選手登録更新申請書

財団法人JKA会長 殿 年 月 日

住所 (ふりがな) 氏名 (ふりがな) 氏名 生年月日 登録番号 第 号 印

選手登録更新申請について

「競輪審判員、選手および自転車登録規則」第13条第1号の規定に基づき、登録更新の申請をします。

登録更新

記

1 住民票記載事項の証明書
2 写真 (縦3.6cm、横2.4cm、脱帽上半身) 4枚

(注)
1 登録を申請する場合には、登録番号の欄は空白にしておくこと。
2 登録更新を申請する場合には、住民票記載事項の証明書の添付は要しない。

様式第8 (第90条関係)

選手登録簿

財団法人日本自転車振興会

No. 登録番号 氏名 (ふりがな) 生年月日 性別 登録年月日

住所 変更年月日

本籍地 変更年月日

登録更新、消除に関する事項

更新 消除 年 月 日 摘 要

備考

様式第8 (第90条関係)

選手登録簿

財団法人JKA

No. 登録番号 氏名 (ふりがな) 生年月日 性別 登録年月日

住所 変更年月日

本籍地 変更年月日

登録更新、消除に関する事項

更新 消除 年 月 日 摘 要

備考

様式第13 (第105条及び第109条関係)	様式第13 (第105条及び第109条関係)
製造業者 登録更新 申請書 創設法人日本自転車登録協会会長 殿 年 月 日 住 所 氏 名 登録番号 第 号 自転車 登録更新 申請について 「関税審判員、選手および自転車登録規則」 第23条 第4条 記の書類を添付のうえ、自転車の登録更新を申請します。 記 1. 自転車の仕様書 2. 自転車の側面写真 (縦9cm、横13cm程度のもの) 3枚 3. 自転車の側面 (ヘッドマーク) の実物大写真3枚又は実物3個 4. 自転車の試験成績表	製造業者 登録更新 申請書 創設法人「K」会長 殿 年 月 日 住 所 氏 名 登録番号 第 号 自転車 登録更新 申請について 「関税審判員、選手および自転車登録規則」 第23条 第4条 記の書類を添付のうえ、自転車の登録更新を申請します。 記 1. 自転車の仕様書 2. 自転車の側面写真 (縦9cm、横13cm程度のもの) 3枚 3. 自転車の側面 (ヘッドマーク) の実物大写真3枚又は実物3個 4. 自転車の試験成績表
(注) 法人が申請する場合は、住所欄にその所在地を、氏名欄にその名称及び代表者名を記載すること。	(注) 法人が申請する場合は、住所欄にその所在地を、氏名欄にその名称及び代表者名を記載すること。

様式第 14 (第 107 条関係)	様式第 14 (第 107 条関係)
所有者登録申請書 財団法人日本自転車振興会会長 殿 年 月 日 住 所 住 所 氏 名 氏 名 登録番号 登録番号 第 第 印 印 号 号 自転車登録申請について 「運輸審判員、選手および自転車登録規則」第 2 3 条の規定に基づき、下記の自転車の登録を申請します。 記 1 自転車の商標 2 自転車の製造年月日 3 自転車の製造番号 (製造番号の写真又は石ずりを添付すること。)	所有者登録申請書 財団法人 K A 会長 殿 年 月 日 住 所 住 所 氏 名 氏 名 登録番号 登録番号 第 第 印 印 号 号 自転車登録申請について 「運輸審判員、選手および自転車登録規則」第 2 3 条の規定に基づき、下記の自転車の登録を申請します。 記 1 自転車の商標 2 自転車の製造年月日 3 自転車の製造番号 (製造番号の写真又は石ずりを添付すること。)

[illegible]

様式第16 (第115条関係)	様式第16 (第115条関係)																																								
自転車登録簿 (所有者)	自転車登録簿 (所有者)																																								
No. 財団法人日本自転車振興会	No. 財団法人JICA																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">登録番号</th> <th style="width: 10%;">番 号</th> <th style="width: 20%;">登録の有効期間</th> <th style="width: 10%;">年 月 日から</th> <th style="width: 10%;">年 月 日まで</th> </tr> <tr> <td>製造番号</td> <td>番 号</td> <td>製造年月</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">製造者の氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="5">所有者の住所</td> </tr> </table>	登録番号	番 号	登録の有効期間	年 月 日から	年 月 日まで	製造番号	番 号	製造年月	年 月		製造者の氏名					所有者の住所					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">登録番号</th> <th style="width: 10%;">番 号</th> <th style="width: 20%;">登録の有効期間</th> <th style="width: 10%;">年 月 日から</th> <th style="width: 10%;">年 月 日まで</th> </tr> <tr> <td>製造番号</td> <td>番 号</td> <td>製造年月</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">所有者の氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="5">所有者の住所</td> </tr> </table>	登録番号	番 号	登録の有効期間	年 月 日から	年 月 日まで	製造番号	番 号	製造年月	年 月		所有者の氏名					所有者の住所				
登録番号	番 号	登録の有効期間	年 月 日から	年 月 日まで																																					
製造番号	番 号	製造年月	年 月																																						
製造者の氏名																																									
所有者の住所																																									
登録番号	番 号	登録の有効期間	年 月 日から	年 月 日まで																																					
製造番号	番 号	製造年月	年 月																																						
所有者の氏名																																									
所有者の住所																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">更</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">換</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>更</td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>更</td> <td></td> <td>更</td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	更		換		年 月 日			更		年 月 日	更		更		年 月 日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">更</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">換</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>更</td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>更</td> <td></td> <td>更</td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	更		換		年 月 日			更		年 月 日	更		更		年 月 日										
更		換		年 月 日																																					
		更		年 月 日																																					
更		更		年 月 日																																					
更		換		年 月 日																																					
		更		年 月 日																																					
更		更		年 月 日																																					
自転車の種類及び規格並びにその特徴																																									
登録削除年月日																																									
登録削除の事由																																									
製造業者に関する事項																																									
製造業者の氏名																																									
製造業者の住所																																									
自転車の図様																																									
(備考)																																									

(備考)				

様式第17 (第117条関係)	様式第17 (第117条関係)
自 転 車 登 録 証	自 転 車 登 録 証
登 録 番 号 第 号 登 録 年 月 日 年 月 日 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで	登 録 番 号 第 号 登 録 年 月 日 年 月 日 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
自転車の商標 自転車の種類及び規格並びにその他の特徴	自転車の商標 自転車の種類及び規格並びにその他の特徴
製造業者の住所及び氏名	製造業者の住所及び氏名
上記の自転車は、自転車競技法第6条の規定により本財団に登録された自転車であることを証明する。	上記の自転車は、自転車競技法第6条の規定により本財団に登録された自転車であることを証明する。
年 月 日 財団法人日本自転車振興会 印	年 月 日 財団法人JKA 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

自 転 車 登 録 証		自 転 車 登 録 証	
登 録 番 号	第 号	登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日	登 録 年 月 日	年 月 日
登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
自 転 車 の 商 標		自 転 車 の 商 標	
自 転 車 の 種 型 及 び 規 格 並 び に そ の 特 徴		自 転 車 の 種 型 及 び 規 格 並 び に そ の 特 徴	
製造業者名		製造業者名	
製造年月日		製造年月日	
所有者の住所及び氏名		所有者の住所及び氏名	
上記の自転車は、自転車競技法第6条の規定により本財団に登録された自転車であることを証明する。		上記の自転車は、自転車競技法第6条の規定により本財団に登録された自転車であることを証明する。	
年 月 日 財団法人日本自転車振興会 印		年 月 日 財団法人JKA 印	

様式第 19 (第 118 条関係)				様式第 19 (第 118 条関係)			
自転車登録証記載事項変更届出書 財団法人 <u>日本自転車振興会</u> 会 殿				自転車登録証記載事項変更届出書 財団法人 <u>日本自転車振興会</u> 会 殿			
年 月 日				年 月 日			
住 所				住 所			
氏 名				氏 名			
登録番号	第	印	号	登録番号	第	印	号
自転車登録証記載事項の変更について				自転車登録証記載事項の変更について			
自転車登録証記載事項のうち下記事項について変更しましたので、「競輪審判員 選手および自転車登録規則」第 4 条の規定に基づき、届け出ます。				自転車登録証記載事項のうち下記事項について変更しましたので、「競輪審判員 選手および自転車登録規則」第 4 条の規定に基づき、届け出ます。			
記				記			
2 変更事項 (1) 住 所 新 旧 (2) 氏 名 新 旧				1 変更事項 (1) 住 所 新 旧 (2) 氏 名 新 旧			
2 添付書類 自転車登録証				2 添付書類 自転車登録証			

様式第 2 〇 (第 11 条関係)				様式第 2 〇 (第 11 条関係)			
自転車製造業者 死 亡 解 散 事業廃止		届出書		自転車製造業者 死 亡 解 散 事業廃止		届出書	
財団法人日本自転車振興会会長 殿				財団法人 JCA 会長 殿			
届出者の住所 届出者の氏名 登録番号		年 月 日 印 号		届出者の住所 届出者の氏名 登録番号		年 月 日 印 号	
自転車製造業者の 死 亡 解 散 事業廃止		の届出について		自転車製造業者の 死 亡 解 散 事業廃止		の届出について	
死 亡 は、年 月 日をもって 解 散 しましたので、 「騎輪審判員、選手および自転車登録規則」第 25 条の 2 の規定に基づき、 自転車登録証を返付のうえ、届け出ます。				死 亡 は、年 月 日をもって 解 散 しましたので、 「騎輪審判員、選手および自転車登録規則」第 25 条の 2 の規定に基づき、 自転車登録証を返付のうえ、届け出ます。			

様式第 2 1（第 1 2 0 条関係）	様式第 2 1（第 1 2 0 条関係）
製造業者 登録消除申請書 所 有 者	製造業者 登録消除申請書 所 有 者
財団法人日本自転車振興会会長 殿	財団法人 J 区 A 会長 殿
年 月 日	年 月 日
住 所 氏 名 登録番号 第 印 号	住 所 氏 名 登録番号 第 印 号
自転車登録消除の申請について	自転車登録消除の申請について
「競輪審判員、選手および自転車登録規則」第 2 6 条 第 3 号 第 6 号 の規定に基づき、下記の事由により自転車の登録の消除を申請します。	「競輪審判員、選手および自転車登録規則」第 2 6 条 第 3 号 第 6 号 の規定に基づき、下記の事由により自転車の登録の消除を申請します。
記	記
1 登録消除の事由	1 登録消除の事由
2 添付書類 自転車登録証	2 添付書類 自転車登録証

■平成20・03・28製第38号
平成20年3月31日

財団法人日本自転車振興会 会長 下重 暁子 殿

経済産業大臣 甘利 明

選手管理の要領の変更の認可について

平成20年3月28日付け19日振企第15号をもって申請があった上記の件については、自転車競技法第26条第1項の規定に基づき、認可します。

『選手管理の要領』新旧対照表

現 行	改 正 案
○選手管理の要領 (平成19年10月1日 平成19・10・01製第22号認可) 財団法人日本自転車振興会(以下「本財団」という。)は、自転車競技法(以下「法」という。)第26条第1項、自転車競技法施行規則第40条及び競輪に係る業務の方法に関する規程第156条第1項の規定に基づき、法第38条第1項の指定を受けた法人(以下「競技実施法人」という。)が競輪施行者から委託を受けて行う競輪の実施に関する事務のうち、選手管理の要領をここに定める。 第8章 付帯する業務 1 本財団に対する報告 次の事項については、できるだけ当該事実のあった日に、報告書を作成して本財団に報告する。 (1) 競輪事故が発生したとき 事故発生年月日、競輪名称、事故の原因、経過、措置及び観客の動向等必要な事項を記載した競輪事故報告書 (2) 制裁審議会が開催されたとき 制裁審議会議事録を添付した制裁審議会結果報告書(様式第5) (3) 選手に係る不適正な行為等が発生したとき 本財団の定める選手管理状況報告書 (4) その他の報告 その他、選手管理業務に関し、報告することが必要と思われる事項については、その内容を記載した報告書 2 制裁審議会に関する事務 制裁審議会が開かれたときは、必要な書類の作成等これに関する事務を行う。 3 選手に対する参加旅費の支給	○競輪の選手管理の要領 (平成19年10月1日 平成19・10・01製第22号認可) 改正 平成20年3月31日 平成20・03・31製第38号認可 財団法人JKA(以下「本財団」という。)は、自転車競技法(以下「法」という。)第26条第1項、自転車競技法施行規則第40条及び競輪に係る業務の方法に関する規程第156条第1項の規定に基づき、法第38条第1項の指定を受けた法人(以下「競技実施法人」という。)が競輪施行者から委託を受けて行う競輪の実施に関する事務のうち、選手管理の要領をここに定める。 第8章 付帯する業務 1 同左 2 同左 (削る)

現 行	改 正 案
<u>選手に対する参加旅費は、本財団の定める「参加旅費規程」に基づいて計算して支給する。</u>	
4 登録選手手帳及び選手健康手帳の記入、災害補償その他出場選手に関する事務	3 同左
登録選手手帳及び選手健康手帳の記入、災害補償及び褒賞の申請手続その他出場選手に関する事務を行う。	
5 管理関係諸設備の保全	4 同左
競輪場における選手控室、選手観覧席、医務室及び各部門との連絡施設その他宿舍等の管理関係諸設備を点検し、競輪の開催に支障のないよう保全する。	
6 管理関係諸器材の整備及び保管	5 同左
選手に貸与する競走用ユニフォーム、ヘルメット覆い、整理番号票（練習用ゼッケン番号等）、参加章及び選手の救護用具並びに娯楽用具その他管理関係諸器材の整備及び保管を行う。	
	附 則 この要領は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 5 財団法人日本自転車振興会 御中 年 月 日 競技実施法人名 印 制 裁 審 議 会 結 果 報 告 書 年度 回 営 競輪の制裁審議会の結果について 議事録を添えて次のとおり報告します。	様式第 5 財団法人 J K A 御中 年 月 日 競技実施法人名 印 制 裁 審 議 会 結 果 報 告 書 年度 回 営 競輪の制裁審議会の結果について 議事録を添えて次のとおり報告します。
--	--

■平成20・03・28製第39号
平成20年3月31日

財団法人日本自転車振興会 会長 下重 暁子 殿

経済産業大臣 甘利 明

自転車の検査の要領の変更の認可について

平成20年3月28日付け19日振企第16号をもって申請があった上記の件については、自転車競技法第26条第1項の規定に基づき、認可します。

『自転車検査の要領』新旧対照表

現 行	改 正 案
○自転車の検査の要領 (平成19年10月1日 平成19・10・01製第23号認可) 財団法人日本自転車振興会(以下「本財団」という。)は、自転車競技法(以下「法」という。)第26条第1項、自転車競技法施行規則第40条及び競輪に係る業務の方法に関する規程第156条第1項の規定に基づき、法第38条第1項の指定を受けた法人(以下「競技実施法人」という。)が競輪施行者から委託を受けて行う競輪の実施に関する事務のうち、競輪に使用する自転車の検査の要領をここに定める。	○自転車の検査の要領 (平成19年10月1日 平成19・10・01製第23号認可) 改正 平成20年3月31日 平成20・03・31製第39号認可 財団法人JKA(以下「本財団」という。)は、自転車競技法(以下「法」という。)第26条第1項、自転車競技法施行規則第40条及び競輪に係る業務の方法に関する規程第156条第1項の規定に基づき、法第38条第1項の指定を受けた法人(以下「競技実施法人」という。)が競輪施行者から委託を受けて行う競輪の実施に関する事務のうち、競輪に使用する自転車の検査の要領をここに定める。 附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

様式第 5

番 号

年 月 日

財団法人日本自転車振興会会長 殿

検査不合格報告書

競技実施法人会長名

所有者登録されている自転車について、競走前の検査において競輪に使用することを認めなかったことについて、下記の通り報告します。

記

年度第	回	営	競輪第	日
-----	---	---	-----	---

1. 不合格の状況

(1) 検査の名称

(2) 不合格の理由

2. 不合格となった自転車

(1) 自転車を所有する選手の名氏

(2) 自転車の車名及び登録番号

(3) 自転車の製造番号（製造番号の写真又は石ずりを添付すること。）

様式第 5

番 号

年 月 日

財団法人 J 区 A 会長 殿

検査不合格報告書

競技実施法人会長名

所有者登録されている自転車について、競走前の検査において競輪に使用することを認めなかったことについて、下記の通り報告します。

記

年度第	回	営	競輪第	日
-----	---	---	-----	---

1. 不合格の状況

(1) 検査の名称

(2) 不合格の理由

2. 不合格となった自転車

(1) 自転車を所有する選手の名氏

(2) 自転車の車名及び登録番号

(3) 自転車の製造番号（製造番号の写真又は石ずりを添付すること。）

■平成20・03・28製第40号
平成20年3月31日

財団法人日本自転車振興会 会長 下重 暁子 殿

経済産業大臣 甘利 明

番組編成の要領の変更の認可について

平成20年3月28日付け19日振企第17号をもって申請があった上記の件については、自転車競技法第26条第1項の規定に基づき、認可します。

『番組編成の要領』新旧対照表

現 行	改 正 案
○番組編成の要領	○競輪の番組編成の要領
(平成19年10月1日 平成19・10・01製第24号認可) 改正 平成19年12月25日 平成19・12・20製第5号認可	(平成19年10月1日 平成19・10・01製第24号認可) 改正 平成19年12月25日 平成19・12・20製第5号認可 改正 平成20年3月31日 平成20・03・31製第40号認可
財団法人日本自転車振興会(以下「本財団」という。)は、自転車競技法(以下「法」という。)第26条第1項、自転車競技法施行規則第40条及び競輪に係る業務の方法に関する規程第156条第1項の規定に基づき、法第38条第1項の指定を受けた法人(以下「競技実施法人」という。)が競輪施行者から委託を受けて行う競輪の実施に関する事務のうち、番組編成の要領をここに定める。	財団法人JKA(以下「本財団」という。)は、自転車競技法(以下「法」という。)第26条第1項、自転車競技法施行規則第40条及び競輪に係る業務の方法に関する規程(以下「業務規程」という。)第156条第1項の規定に基づき、法第38条第1項の指定を受けた法人(以下「競技実施法人」という。)が競輪施行者から委託を受けて行う競輪の実施に関する事務のうち、番組編成の要領をここに定める。
第4章 番組編成の執務の方法 第1節 番組編成に係る準備業務 1 出場あっせん選手に関する検討及び措置 本財団から、出場あっせん選手の通知があったときは、出場あっせん選手一覧表(様式第3)に基づき、出場あっせん選手の中に、あっせん辞退選手、当該競輪場における前開催との連続出場選手、同一級又は班別の親族選手等の有無及び同一都道府県選手の制限数について検討し、該当選手があったときは、速やかに本財団に対して当該選手のあっせん取消及びこれを補充する選手の追加あっせんを依頼する。 また、本財団の「競輪に係る業務の方法に関する規程」第147条第5号、第6号に該当する選手があったときも、同様に措置するものとする。 7 先頭員の選任及び報告 先頭誘導選手(以下「先頭員」という。)の選任及び報告は、以下のとおり行う。 (1)先頭員を使用しようとするときは、原則として担任都道府県内の先頭員に開催初日の概ね2週間前に連絡し、当該開催に先頭員として出場できるか否かの状態と、出場意志の有無を把握する。 (2)前号の結果に基づいて使用予定選手を決定し、開催初日の概ね10日前にその選手名と使用期間を本財団へ通報するとともに、当該先頭員に対し参加通知を行う。 (3)使用を予定した先頭員が事故のため所要人員に不足を生じたときは、他の先頭員をもって補充し、補充選手名とその使用期間を遅滞なく本財団へ通報する。 (4)前号の補充ができない場合は、他府県選手で先頭員として認定された選手をもって補充する。	第4章 番組編成の執務の方法 第1節 番組編成に係る準備業務 1 出場あっせん選手に関する検討及び措置 本財団から、出場あっせん選手の通知があったときは、出場あっせん選手一覧表(様式第3)に基づき、出場あっせん選手の中に、あっせん辞退選手、当該競輪場における前開催との連続出場選手、同一級又は班別の親族選手等の有無及び同一都道府県選手の制限数について検討し、該当選手があったときは、速やかに本財団に対して当該選手のあっせん取消及びこれを補充する選手の追加あっせんを依頼する。 また、業務規程第147条第5号、第6号に該当する選手があったときも、同様に措置するものとする。 7 先頭員の選任及び報告 先頭誘導選手(以下「先頭員」という。)の選任及び報告は、以下のとおり行う。 (1)同左 (2)同左 (3)同左 (4)同左 (5)業務規程に基づく出場あっせん保留、出場あっせん停止及び出場あっせんをしない処置の適用を受けた者については、先頭員として認定されている場合であっても、当該処分適用期間においては先頭員として使用しない。
第2節 番組編成に係る前検日の業務 6 節の第1日の番組編成 (2)出場選手の競走別の割り振り 番組編成委員は、競走種目群ごとの出場選手を、 <u>級班にかか</u>	第2節 番組編成に係る前検日の業務 6 節の第1日の番組編成 (2)出場選手の競走別の割り振り 番組編成委員は、競走種目群ごとの出場選手を、選手の脚力、脚

現 行	改 正
わらず、選手の脚力、脚質、地区バランス等を勘案して、競走ごとに割り振り、出場選手の競走番号を決定する。	質、地区バランス等を勘案して、競走ごとに割り振り、出場選手の競走番号を決定する。 附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1

財団法人日本自転車振興会 競 文書番号 第 号()

出場あっせん選手名簿

級班 登録府県 登録番号 選手名 辞退する競輪場 辞退適用年月日

(理由)

注1 「理由」欄には、冒頭にあっせん辞退理由の該当項目(大別による)を記入し、内容を具体的に記入すること。
2 「確認」欄は、記入しないこと。
3 本用紙を2枚以上使用するときは、右上のNo.欄に順序に従って数字を記入すること。

様式第1

財団法人JKA 競 文書番号 第 号()

出場あっせん選手名簿

級班 登録府県 登録番号 選手名 辞退する競輪場 辞退適用年月日

(理由)

注1 「理由」欄には、冒頭にあっせん辞退理由の該当項目(大別による)を記入し、内容を具体的に記入すること。
2 「確認」欄は、記入しないこと。
3 本用紙を2枚以上使用するときは、右上のNo.欄に順序に従って数字を記入すること。

様式第7

財団法人日本自転車振興会 競 文書番号 第 号()

出場あっせん選手名簿

級班 登録府県 登録番号 選手名 辞退する競輪場 辞退適用年月日

(理由)

注1 「理由」欄には、冒頭にあっせん辞退理由の該当項目(大別による)を記入し、内容を具体的に記入すること。
2 「確認」欄は、記入しないこと。
3 本用紙を2枚以上使用するときは、右上のNo.欄に順序に従って数字を記入すること。

様式第7

財団法人JKA 競 文書番号 第 号()

出場あっせん選手名簿

級班 登録府県 登録番号 選手名 辞退する競輪場 辞退適用年月日

(理由)

注1 「理由」欄には、冒頭にあっせん辞退理由の該当項目(大別による)を記入し、内容を具体的に記入すること。
2 「確認」欄は、記入しないこと。
3 本用紙を2枚以上使用するときは、右上のNo.欄に順序に従って数字を記入すること。

様式第8

財団法人日本自転車振興会 競 文書番号 第 号()

出場あっせん辞退選手名簿

級班 登録府県 登録番号 選手名 解除する競輪場 解除年月日 確認

注1 「確認」欄は、記入しないこと。
2 本用紙を2枚以上使用するときは、右上のNo.欄に順序に従って数字を記入すること。

様式第8

財団法人JKA 競 文書番号 第 号()

出場あっせん辞退選手名簿

級班 登録府県 登録番号 選手名 解除する競輪場 解除年月日 確認

注1 「確認」欄は、記入しないこと。
2 本用紙を2枚以上使用するときは、右上のNo.欄に順序に従って数字を記入すること。

[illegible]

■平成20・03・28製第41号
平成20年3月31日

財団法人日本自転車振興会 会長 下重 暁子 殿

経済産業大臣 甘利 明

審判の要領の変更の認可について

平成20年3月28日付け19日振企第18号をもって申請があった上記の件については、自転車競技法第26条第1項の規定に基づき、認可します。

『審判の要領』新旧対照表

現 行	改 正 案
○審判の要領 (平成19年10月1日 平成19・10・01製第25号認可) 財団法人日本自転車振興会(以下「本財団」という。)は、自転車競技法(以下「法」という。)第26条第1項、自転車競技法施行規則第40条及び競輪に係る業務の方法に関する規程第156条第1項の規定に基づき、法第38条第1項の指定を受けた法人(以下「競技実施法人」という。)が競輪施行者から委託を受けて行う競輪の実施に関する事務のうち、審判の要領をここに定める。	○<u>競輪</u>の審判の要領 (平成19年10月1日 平成19・10・01製第25号認可) 改正 平成20年3月31日 平成20・03・31製第41号認可 財団法人<u>JKA</u>(以下「本財団」という。)は、自転車競技法(以下「法」という。)第26条第1項、自転車競技法施行規則第40条及び競輪に係る業務の方法に関する規程第156条第1項の規定に基づき、法第38条第1項の指定を受けた法人(以下「競技実施法人」という。)が競輪施行者から委託を受けて行う競輪の実施に関する事務のうち、審判の要領をここに定める。
	附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

■平成20・03・28製第42号
平成20年3月31日

財団法人日本自転車振興会 会長 下重 暁子 殿

経済産業大臣 甘利 明

競輪情報処理システムを使用して処理する場合における競技関係事務要領に基づく事務の取扱いの特例に関する要領の変更の認可について

平成20年3月28日付け19日振企第19号をもって申請があった上記の件については、自転車競技法第26条第1項の規定に基づき、認可します。

『競輪情報処理システムを使用して処理する場合における競技関係事務要領に基づく事務の取扱いの特例に関する要領』新旧対照表

現 行	改 正 案
○競輪情報処理システムを使用して処理する場合における競技関係事務要領に基づく事務の取扱いの特例に関する要領 (平成19年10月1日 平成19・10・01製第26号認可) 1 財団法人日本自転車振興会(以下「本財団」という。)は、自転車競技法第26条第1項、自転車競技法施行規則第40条及び競輪に係る業務方法に関する規程第156条第2項の規定に基づき、法第38条第1項の指定を受けた法人(以下「競技実施法人」という。)が、競輪施行者から委託を受けて行う競輪の実施に関する事務を競輪情報システムを使用して処理する場合における選手管理の要領、番組編成の要領、自転車の検査の要領及び審判の要領(以下「競技関係事務要領」という。)に基づく事務の取扱いの特例に関する要領をここに定める。	○競輪情報処理システムを使用して処理する場合における競技関係事務要領に基づく事務の取扱いの特例に関する要領 (平成19年10月1日 平成19・10・01製第26号認可) 改正 平成20年3月31日 平成20・03・31製第42号認可 1 財団法人「JKA(以下「本財団」という。)は、自転車競技法第26条第1項、自転車競技法施行規則第40条及び競輪に係る業務方法に関する規程第156条第2項の規定に基づき、法第38条第1項の指定を受けた法人(以下「競技実施法人」という。)が、競輪施行者から委託を受けて行う競輪の実施に関する事務を競輪情報システムを使用して処理する場合における競輪の選手管理の要領、<u>競輪</u>の番組編成の要領、自転車の検査の要領及び<u>競輪</u>の審判の要領(以下「競技関係事務要領」という。)に基づく事務の取扱いの特例に関する要領をここに定める。
	附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

■平成20・03・28製第43号
平成20年3月31日

財団法人日本自転車振興会 会長 下重 暁子 殿

経済産業大臣 甘利 明

競走車安全基準の変更の認可について

平成20年3月28日付け19日振企第20号をもって申請があった上記の件については、自転車競技法第26条第1項の規定に基づき、認可します。

『競走車安全基準』新旧対照表

現 行	改 正 案
○競走車安全基準 (平成19年10月1日 平成19・10・01製第27号認可) 財団法人日本自転車振興会は、自転車競技法第26条第1項、自転車競技法施行規則第40条、競輪審判員、選手および自転車登録規則第28条及び競輪に係る業務の方法に関する規程第104条第3項の規定に基づき、競輪の公正安全を確保するため、競輪に使用	○競走車安全基準 (平成19年10月1日 平成19・10・01製第27号認可) 改正 平成20年3月31日 平成20・03・28製第43号認可 財団法人JKAは、自転車競技法第26条第1項、自転車競技法施行規則第40条、競輪審判員、選手および自転車登録規則第28条及び競輪に係る業務の方法に関する規程第104条第3項の規定に基づき、競輪の公正安全を確保するため、競輪に使用する自転車

現 行	改 正 案
する自転車の基準(NIPPON JITENSHA SHINKOKAI STANDARD - 略号 NJSS)をここに定める。	の基準(NJSS)をここに定める。
1 適用範囲 この基準は、単式 (1 人乗り) 競走車について規定する。	1 適用範囲 この基準は、単式 (1 人乗り) 競走車について規定する。
2 構成及び部品 (1) 単式 (1 人乗り) 競走車は、下表及び図 1 に示す財団法人日本自転車振興会が認定する部品で構成されたものとする。 (2) 前号における部品の認定に関し必要な事項は、別に定める。	2 構成及び部品 (1) 単式 (1 人乗り) 競走車は、下表及び図 1 に示す財団法人 J K A が認定する部品で構成されたものとする。 (2) 前号における部品の認定に関し必要な事項は、別に定める。
	附 則 この基準は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

■平成20・03・28製第44号
平成20年3月31日

財団法人日本自転車振興会 会長 下重 暁子 殿
経済産業大臣 甘利 明

北京オリンピック夏季競技大会協賛のための競輪で使用する先頭誘導選手の自転車に関する競走車安全基準の特例に関する基準の変更の認可について

平成20年3月28日付け19日振企第21号をもって申請があった上記の件については、自転車競技法第26条第1項の規定に基づき、認可します。

『北京オリンピック夏季競技大会協賛のための競輪で使用する先頭誘導選手の自転車に関する競走車安全基準の特例に関する基準』新旧対照表

現 行	改 正 案
○北京オリンピック夏季競技大会協賛のための競輪で使用する先頭誘導選手の自転車に関する競走車安全基準の特例に関する基準 (平成 1 9 年 1 0 月 1 日 平成19・10・01製第29号認可)	○北京オリンピック夏季競技大会協賛のための競輪で使用する先頭誘導選手の自転車に関する競走車安全基準の特例に関する基準 (平成 1 9 年 1 0 月 1 日 平成19・10・01製第29号認可) 改正 平成 2 0 年 3 月 3 1 日 平成20・03・31製第44号認可
財団法人日本自転車振興会は、自転車競技法第 2 6 条第 1 項、自転車競技法施行規則第 4 0 条、競輪審判員、選手および自転車登録規則第 2 8 条及び競輪に係る業務の方法に関する規程第 1 0 4 条第 3 項の規定に基づき、北京オリンピック夏季競技大会協賛のための競輪 (以下「協賛競輪」という。) で使用する先頭誘導選手 (以下「先頭員」という。) の自転車に関する競走車安全基準の特例に関する基準をここに定める。	財団法人 J K A は、自転車競技法第 2 6 条第 1 項、自転車競技法施行規則第 4 0 条、競輪審判員、選手および自転車登録規則第 2 8 条及び競輪に係る業務の方法に関する規程第 1 0 4 条第 3 項の規定に基づき、北京オリンピック夏季競技大会協賛のための競輪 (以下「協賛競輪」という。) で使用する先頭誘導選手 (以下「先頭員」という。) の自転車に関する競走車安全基準の特例に関する基準をここに定める。 附 則 この基準は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

■平成20・03・28製第45号
平成20年3月31日

財団法人日本自転車振興会 会長 下重 暁子 殿
経済産業大臣 甘利 明

特別競輪等で使用する先頭誘導選手の自転車に関する競走車安全基準の特例に関する基準の変更の認可について

平成20年3月28日付け19日振企第22号をもって申請があった上記の件については、自転車競技法第26条第1項の規定に基づき、認可します。

『特別競輪等で使用する先頭誘導選手の自転車に関する競走車安全基準の特例に関する基準』新旧対照表

現 行	改 正 案
○特別競輪等で使用する先頭誘導選手の自転車に関する競走車安全基準の特例に関する基準 (平成 1 9 年 1 0 月 1 日 平成19・10・01製第28号認可)	○特別競輪等で使用する先頭誘導選手の自転車に関する競走車安全基準の特例に関する基準 (平成 1 9 年 1 0 月 1 日 平成19・10・01製第28号認可) 改正 平成 2 0 年 3 月 3 1 日 平成20・03・31製第45号認可
財団法人日本自転車振興会は、自転車競技法第 2 6 条第 1 項、自転車競技法施行規則第 4 0 条、競輪審判員、選手および自転車登録規則第 2 8 条及び競輪に係る業務の方法に関する規程第 1 0 4 条第 3 項の規定に基づき、競輪グランプリ、ヤンググランプリ、競輪祭朝日新聞社杯争奪競輪王決定戦、日本選手権競輪、高松宮記念杯競輪、寛仁親王牌・世界選手権記念トーナメント、オールスター競輪、読売新聞社杯全日本選抜競輪、東西王座戦、ふるさとダービー、サマーナイトフェスティバル及び共同通信社杯 (以下「特別競輪等」という。) で使用する先頭誘導選手 (以下「先頭員」という。) の自転車に関する競走車安全基準の特例に関する基準をここに定める。	財団法人 J K A は、自転車競技法第 2 6 条第 1 項、自転車競技法施行規則第 4 0 条、競輪審判員、選手および自転車登録規則第 2 8 条及び競輪に係る業務の方法に関する規程第 1 0 4 条第 3 項の規定に基づき、競輪グランプリ、ヤンググランプリ、競輪祭朝日新聞社杯争奪競輪王決定戦、日本選手権競輪、高松宮記念杯競輪、寛仁親王牌・世界選手権記念トーナメント、オールスター競輪、読売新聞社杯全日本選抜競輪、東西王座戦、ふるさとダービー、サマーナイトフェスティバル及び共同通信社杯 (以下「特別競輪等」という。) で使用する先頭誘導選手 (以下「先頭員」という。) の自転車に関する競走車安全基準の特例に関する基準をここに定める。 附 則 この基準は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

■平成20・03・28製第46号
平成20年3月31日

財団法人日本自転車振興会 会長 下重 暁子 殿
経済産業大臣 甘利 明

自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程の変更の認可について

平成20年3月28日付け19日振総第132号をもって申請があった上記の件については、自転車競技法第26条第2項の規定に基づき、認可します。

『自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程』一部改正新旧対照表 (案)

現 行	改 正 案
(目的) 第 1 条 この規程は、自転車競技法 (昭和 2 3 年法律第 2 0 9 号。以下「法」という。) 第 2 6 条第 1 項の規定に基づき、財団法人日本自転車振興会 (以下「本財団」という。) が実施する法第 2 4 条第 5 号に規定する業務の方法について基本的な事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。	(目的) 第 1 条 この規程は、自転車競技法 (昭和 2 3 年法律第 2 0 9 号。以下「法」という。) 第 2 6 条第 1 項の規定に基づき、財団法人 J K A (以下「本財団」という。) が実施する法第 2 4 条第 5 号に規定する業務の方法について基本的な事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

現 行	改 正 案
(補助金交付の要望) 第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第 1 の補助金交付要望書 (以下「要望書」という。) を、本財団が第 3 3 条の規定により行う公示に従い、その定める期限までに提出しなければならない。 2 補助金の交付を受けようとする者が、 <u>日本小型自動車振興会 (以下「日動振」という。) の小型自動車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準および補助の方法に関する規程 (昭和 3 8 年 1 月 1 2 日 3 7 重第 1 0 4 3 8 号認可) 第 3 0 条の規定により行う公示に従い、日動振あて提出した補助金交付要望書は、同時に本財団あて提出されたものとみなす。</u> 3 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程 (平成 1 9 年 1 0 月 1 日平成 1 9 ・ 1 0 ・ 0 1 製第 6 号認可) 第 6 条に基づく審査の結果、同規程第 5 条第 1 項に定める要望書に記載されている事業の一部又は全部が、この規程の第 3 3 条の規定により公示された補助方針に適合し、かつ、本財団が必要と認めるときは、当該事業の一部又は全部に関する要望書が第 1 項の規定に従い提出されたものとみなすことができる。	(補助金交付の要望) 第 5 条 同 左 2 補助金の交付を受けようとする者が、 <u>小型自動車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程 (平成 2 0 年 4 月 1 日平成 2 0 ・ 0 4 ・ 0 1 製第 2 0 号認可) に基づき提出した要望書は、同時にこの規程に基づき提出されたものとみなす。</u> 3 補助金の交付を受けようとする者が、 <u>競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程 (平成 1 9 年 1 0 月 1 日平成 1 9 ・ 1 0 ・ 0 1 製第 6 号認可) 又はオートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程 (平成 2 0 年 4 月 1 日平成 2 0 ・ 0 4 ・ 0 1 製第 2 3 号認可) に基づき提出した要望書について、それぞれの規程に基づく審査の結果、記載されている事業の一部又は全部が、この規程の第 3 3 条の規定により公示された補助方針に適合し、かつ、本財団が必要と認めるときは、当該事業の一部又は全部に関する要望書が第 1 項の規定に従い提出されたものとみなすことができる。</u> (補助事業の計画の変更等) 第 1 6 条 同 左 2 本財団は、前項の承認を行ったときは、その旨を <u>経済産業大臣に報告するものとする。</u>
(補助事業の計画の変更等) 第 1 6 条 補助事業者は、補助事業の計画及び方法を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由、内容及び変更に係る事業の収支予算を記載した様式第 8 の申請書を本財団に提出し、承認を得なければならない。 2 本財団は、前項の申請を認めようとする場合は、補助細則に定めるものを除き、あらかじめ <u>経済産業大臣の承認を受けるものとする。</u>	(補助事業の計画の変更等) 第 1 6 条 同 左 2 本財団は、前項の承認を行ったときは、その旨を <u>経済産業大臣に報告するものとする。</u>

■平成20・03・28製第47号
平成20年3月31日

財団法人日本自転車振興会 会長 下重 暁子 殿

経済産業大臣 甘利 明

自転車等機械工業振興事業に関する補助細則の変更の認可について

平成20年3月28日付け19日振総第133号をもって申請があった上記の件については、自転車競技法第26条第2項の規定に基づき、認可します。

『自転車等機械工業振興事業に関する補助細則』一部改正新旧対照表 (案)

現 行	改 正 案
(総則) 第 1 条 財団法人日本自転車振興会 (以下「本財団」という。) は、自転車競技法 (昭和 2 3 年法律第 2 0 9 号) 第 2 4 条第 5 号の規定に基づき自転車その他の機械に関する事業の振興のため事業の補助を行うに当たっては、自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程 (平成 1 9 年 1 0 月 1 日平成 1 9 ・ 1 0 ・ 0 1 製第 4 号認可。以下「機振規程」という。) によるほか、この細則によるものとする。 (審査) 第 2 条 機振規程第 6 条及び第 1 0 条の審査は、毎年度定める補助方針及び審査基準によるものとする。 2 前項の補助方針は、あらかじめ <u>機械工業振興補助事業審査・評価委</u>	(総則) 第 1 条 財団法人 J K A (以下「本財団」という。) は、自転車競技法 (昭和 2 3 年法律第 2 0 9 号) 第 2 4 条第 5 号の規定に基づき自転車その他の機械に関する事業の振興のため事業の補助を行うに当たっては、自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程 (平成 1 9 年 1 0 月 1 日平成 1 9 ・ 1 0 ・ 0 1 製第 4 号認可。以下「機振規程」という。) によるほか、この細則によるものとする。 (審査) 第 2 条 同 左 2 前項の補助方針は、あらかじめ <u>機械振興補助事業審査・評価委</u>

現 行	改 正 案
価委員会の意見を聴いた上で定めるものとする。 (計画変更の承認に当たり大臣承認を必要としない事項) 第 9 条 本財団が機振規程第 1 6 条第 2 項の規定に基づき変更の申請を認めるに当たり、 <u>経済産業大臣の承認を必要としないものは、次の各号に掲げる事項とする。</u> (1) 変更の内容が事業の完了時期の延長であって、その延長期間が当初の完了時期から起算して 6 月以内のものであるもの (2) 変更の内容が補助目的及び事業計画を実質的に変えないものであるもの (名称等の変更の届出) 第 1 0 条 補助事業者が名称、法人格及び主たる事務所の住所を変更した場合は、遅滞なく本財団に届け出なければならない。	<u>員会の意見を聴いた上で定めるものとする。</u> (削る) (名称等の変更の届出) 第 9 条 補助事業者が名称、法人格及び主たる事務所の住所を変更した場合は、遅滞なく本財団に届け出なければならない。

■平成20・03・28製第48号
平成20年3月31日

財団法人日本自転車振興会 会長 下重 暁子 殿

経済産業大臣 甘利 明

体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程の変更の認可について

平成20年3月28日付け19日振総第134号をもって申請があった上記の件については、自転車競技法第26条第2項の規定に基づき、認可します。

『体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程』一部改正新旧対照表 (案)

現 行	改 正 案
体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程 (目的) 第 1 条 この規程は、自転車競技法 (昭和 2 3 年法律第 2 0 9 号。以下「法」という。) 第 2 6 条第 1 項の規定に基づき、財団法人 <u>日本自転車振興会</u> (以下「本財団」という。) が実施する法第 2 4 条第 6 号に規定する業務の方法について基本的な事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。 (業務の運営) 第 2 条 本財団は、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のため、補助事業 (本財団が交付する補助金の対象となる事業をいう。以下同じ。) の運営に当たっては、法及び自転車競技法施行規則 (平成 1 4 年経済産業省令第 9 7 号) 並びにこの規程に定めるところに従い、適正かつ効率的に行うものとする。 (補助金交付の要望) 第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第 1 の補助金交付要望書 (以下「要望書」という。) を、本財団が第 3 3 条の規定により行う公示に従い、その定める期限までに提出しなければならない。 2 補助金の交付を受けようとする者が、 <u>日本小型自動車振興会 (以下「日動振」という。) の体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行なうための業務方法に関する規程 (昭和 3 8 年 1 月 1 2 日 3 7 重第 1 0 4 3 8 号認可) 第 3 0 条の規定により行う公示に従い、日動振あて提出した補助金交付要望書は、同</u>	<u>競輪公益資金</u> による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程 (目的) 第 1 条 この規程は、自転車競技法 (昭和 2 3 年法律第 2 0 9 号。以下「法」という。) 第 2 6 条第 1 項の規定に基づき、財団法人 <u>J K A</u> (以下「本財団」という。) が実施する法第 2 4 条第 6 号に規定する業務の方法について基本的な事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。 (業務の運営) 第 2 条 本財団は、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のため、 <u>競輪公益資金 (法第 1 6 条第 2 号の規定により本財団に交付される交付金をいう。) による補助事業 (本財団が交付する補助金の対象となる事業をいう。以下同じ。) の運営に当たっては、法及び自転車競技法施行規則 (平成 1 4 年経済産業省令第 9 7 号) 並びにこの規程に定めるところに従い、適正かつ効率的に行うものとする。</u> (補助金交付の要望) 第 5 条 同 左 2 補助金の交付を受けようとする者が、 <u>オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程 (平成 2 0 年 4 月 1 日平成 2 0 ・ 0 4 ・ 0 1 製第 2 3 号認可) に基づき提出した要望書は、同時にこの規程に基づき提出されたものとみなす。</u>

現 行	改 正 案
時に本財団あて提出されたものとみなす。 3 自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程（平成19年10月1日平成19・10・01製第4号認可）第6条に基づく審査の結果、<u>同規程第5条第1項に定める要望書に記載されている事業の一部又は全部</u>が、この規程の第33条の規定により公示された補助方針に適合し、かつ、本財団が必要と認めるときは、当該事業の一部又は全部に関する要望書が第1項の規定に従い提出されたものとみなすことができる。 （事業計画及び収支予算の作成） 第7条 本財団は、前条の審査の結果に基づき、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助に関する事業計画及び収支予算を作成し、法第27条第1項の規定に基づき、遅滞なく、経済産業大臣に認可を申請するものとする。 2 前項の事業計画は、あらかじめ公益事業振興補助事業審査・評価委員会の意見を聴いた上で作成する。 （補助金の目的外使用禁止及び経理区分） 第14条 補助事業者は、補助金を補助事業以外の用途に使用してはならない。 2 補助事業者は、補助事業に関する経理については、他の経理と区分し、所要の帳簿類を備え、経済産業大臣の認可を受けて別に定める体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則（以下「補助細則」という。）により処理しなければならない。 （補助事業の計画の変更等） 第16条 補助事業者は、補助事業の計画及び方法を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由、内容及び変更に係る事業の収支予算を記載した様式第8の申請書を本財団に提出し、承認を得なければならない。 2 本財団は、前項の申請を認めようとする場合は、<u>補助細則に定めるものを除き、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けるものとする。</u>	3 補助金の交付を受けようとする者が、自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程（平成19年10月1日平成19・10・01製第4号認可）又は<u>小型自動車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程（平成20年4月1日平成20・04・01製第20号認可）</u>に基づき提出した要望書について、<u>それぞれの規程に基づく審査の結果、記載されている事業の一部又は全部が、この規程の第33条の規定により公示された補助方針に適合し、かつ、本財団が必要と認めるときは、当該事業の一部又は全部に関する要望書が第1項の規定に従い提出されたものとみなすことができる。</u> （事業計画及び収支予算の作成） 第7条 本財団は、前条の審査の結果に基づき、競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助に関する事業計画及び収支予算を作成し、法第27条第1項の規定に基づき、遅滞なく、経済産業大臣に認可を申請するものとする。 2 同 左 （補助金の目的外使用禁止及び経理区分） 第14条 同 左 2 補助事業者は、補助事業に関する経理については、他の経理と区分し、所要の帳簿類を備え、経済産業大臣の認可を受けて別に定める競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則（以下「補助細則」という。）により処理しなければならない。 （補助事業の計画の変更等） 第16条 同 左 2 本財団は、前項の承認を行ったときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。

■平成20・03・28製第49号
平成20年3月31日

財団法人日本自転車振興会 会長 下重 暁子 殿

経済産業大臣 甘利 明

体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則の変更の認可について

平成20年3月28日付け19日振総第135号をもって申請があった上記の件については、自転車競技法第26条第2項の規定に基づき、認可します。

『体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則』一部改正新旧対照表（案）

現 行	改 正 案
体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則	競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則
（総則） 第1条 財団法人日本自転車振興会（以下「本財団」という。）は、自転車競技法（昭和23年法律第209号）第24条第6号の規定に基づき体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興	（総則） 第1条 財団法人JKA（以下「本財団」という。）は、自転車競技法（昭和23年法律第209号）第24条第6号の規定に基づき体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための

現 行	改 正 案
のための事業の補助を行うに当たっては、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程（平成19年10月1日平成19・10・01製第6号認可。以下「公益規程」という。）によるほか、この細則によるものとする。 （審査） 第2条 公益規程第6条及び第10条の審査は、毎年度定める補助方針及び審査基準によるものとする。 2 前項の補助方針は、あらかじめ公益事業振興補助事業審査・評価委員会の意見を聴いた上で定めるものとする。 （補助事業者が備える帳簿類） 第3条 補助事業者は、<u>公益規程第14条第2項の規定に基づき、次に掲げる帳簿類を備えなければならない。</u> (1) 現金出納帳 (2) 銀行預金出納帳 (3) 総勘定元帳 (4) 補助簿（内訳明細書） (5) 取得物件内訳明細書 2 補助事業者は、前項の帳簿類を備えることが困難な場合は、あらかじめ本財団の承認を得て、補助事業者の会計規程によって行うことができるものとする。 （経費の区分） 第4条 補助事業者は、<u>公益規程第14条第2項の規定に基づき、補助事業を実施するために必要な経費を次の費目に区分して処理しなければならない。</u> (1) 事業費 (2) 物件費 （法人格を有しない補助事業者の措置） 第6条 法人格を有しない補助事業者は、<u>公益規程第11条第2項の誓約書に、3名以上の役員又は役員の属する法人をその連帯保証人とする、様式第1の保証書を添付しなければならない。</u> 2 法人格を有しない補助事業者が代表者を変更した場合は、遅滞なくその代表者の印鑑証明書及び連帯保証人の同意書を付して、本財団に届け出なければならない。 3 法人格を有しない補助事業者が連帯保証人を変更した場合は、遅滞なくその連帯保証人の保証書を付して、その旨を本財団に届け出なければならない。 （取得物件の区分） 第7条 補助事業者が<u>公益規程第19条の規定に基づき本財団に提出する補助事業の完了報告書のうち補助事業取得物件報告書の物件の区分は、次の各号によるものとする。</u> (1) 土地、建物及び附属設備 (2) 構築物 (3) 機械及び装置 (4) 車両その他陸上運搬具 (5) 工具、器具及び備品 (6) 試作品及び供試品 (7) その他 2 前項の補助事業取得物件報告書により報告を要する取得物件は、取得価格の単価が5万円以上のものとする。ただし、取得物件の単価が5万円未満の場合であっても、本財団が必要と認めたときは、この限りでない。 （補助事業取得物件の管理に関する誓約書） 第8条 補助事業者は、本財団から公益規程第20条第1項の補助事業により取得した物件の取扱いに関する通知を受けたときは、当該通知を受けた日から1月以内に、補助事業取得物件の管理に関し、様式第2の誓約書を本財団に提出しなければならない。 （計画変更の承認に当たり大臣承認を必要としない事項） 第9条 <u>本財団が公益規程第16条第2項の規定に基づき変更の申</u>	事業の補助を行うに当たっては、競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程（平成19年10月1日平成19・10・01製第6号認可。以下「競輪公益規程」という。）によるほか、この細則によるものとする。 （審査） 第2条 競輪公益規程第6条及び第10条の審査は、毎年度定める補助方針及び審査基準によるものとする。 2 同 左 （補助事業者が備える帳簿類） 第3条 補助事業者は、<u>競輪公益規程第14条第2項の規定に基づき、次に掲げる帳簿類を備えなければならない。</u> (1) 同 左 (2) 同 左 (3) 同 左 (4) 同 左 (5) 同 左 2 同 左 （経費の区分） 第4条 補助事業者は、<u>競輪公益規程第14条第2項の規定に基づき、補助事業を実施するために必要な経費を次の費目に区分して処理しなければならない。</u> (1) 同 左 (2) 同 左 （法人格を有しない補助事業者の措置） 第6条 法人格を有しない補助事業者は、<u>競輪公益規程第11条第2項の誓約書に、3名以上の役員又は役員の属する法人をその連帯保証人とする、様式第1の保証書を添付しなければならない。</u> 2 同 左 3 同 左 （取得物件の区分） 第7条 補助事業者が<u>競輪公益規程第19条の規定に基づき本財団に提出する補助事業の完了報告書のうち補助事業取得物件報告書の物件の区分は、次の各号によるものとする。</u> (1) 同 左 (2) 同 左 (3) 同 左 (4) 同 左 (5) 同 左 (6) 同 左 (7) 同 左 2 同 左 （補助事業取得物件の管理に関する誓約書） 第8条 補助事業者は、本財団から競輪公益規程第20条第1項の補助事業により取得した物件の取扱いに関する通知を受けたときは、当該通知を受けた日から1月以内に、補助事業取得物件の管理に関し、様式第2の誓約書を本財団に提出しなければならない。 （削る）

（ 24 ） 平成20年5月25日（ 日 ）		広 報 K E I R I N	競輪第 2 号
現 行		改 正 案	
<u>請を認めるに当たり、経済産業大臣の承認を必要としないものは、次の各号に掲げる事項とする。</u>			
<u>(1) 変更の内容が事業の完了時期の延長であって、その延長期間が当初の完了時期から起算して6月以内のものであるもの</u>			
<u>(2) 変更の内容が補助目的及び事業計画を実質的に変えないものであるもの</u>			
<u>（名称等の変更の届出）</u>			
<u>第 1 0 条 補助事業者が名称、法人格及び主たる事務所の住所を変更した場合は、遅滞なく本財団に届け出なければならない。</u>		<u>（名称等の変更の届出）</u>	
		<u>第 9 条 補助事業者が名称、法人格及び主たる事務所の住所を変更した場合は、遅滞なく本財団に届け出なければならない。</u>	

役員選任の認可

■平成20・04・01製第3号
平成20年4月1日

財団法人 JKA 会長 下重 暁子 殿
経済産業大臣 甘利 明

財団法人JKA役員の選任の認可について
平成20年4月1日付け20JK A総務第1号をもって申請のありました上記の件については、自転車競技法第34条第1項の規定に基づき認可します。

■20日JKA総務第1号
平成20年4月1日

経済産業大臣 甘利 明 殿
財団法人 JKA 会長 下重 暁子

役員の選任の認可申請について
標記について、下記の者を役員に選任いたしたく、自転車競技法第34条第1項の規定に基づき、必要書類添付のうえ、認可申請いたします。

記

1．選任された者の氏名

理事 石 川 義 憲
理事 木 村 耕太郎
理事 渡 辺 恵 次
監事 中 村 一 巖

2．添付書類

（1）選任に係る会議の議事録 省略
（2）選任された者の氏名、住所及び略歴を記載した書類 住所省略
（3）就任の承諾を証する書類 省略

■平成20・04・01製第4号
平成20年4月1日

財団法人 JKA 会長 下重 暁子 殿
経済産業大臣 甘利 明

財団法人JKA役員の選任の認可について
平成20年4月1日付け20JK A総務第2号をもって申請のありました上記の件については、小型自動車競走法第38条第1項の規定に基づき認可します。

■20JKA総務第2号
平成20年4月1日

経済産業大臣 甘利 明 殿
財団法人 JKA 会長 下重 暁子

役員の選任の認可申請について
標記について、下記の者を役員に選任いたしたく、小型自動車競走法第38条第1項の規定に基づき、必要書類添付のうえ、認可申請いたします。

記

1．選任された者の氏名

理事 下 重 暁 子（会長）
理事 石 黒 正 大（副会長）
理事 石 川 義 憲
理事 奥 村 康 志
理事 木 村 耕太郎
理事 久能木 慶 治
理事 倉 升 善 徳
理事 平 柳 豊
理事 渡 辺 恵 次
監事 磯 部 正 昭
監事 中 村 一 巖

2．添付書類

（1）選任に係る会議の議事録 省略

競輪第 2 号		広 報 K E I R I N	平成20年5月25日（ 日 ）	（ 25 ）
（ 2 ）選任された者の氏名、住所及び略歴を記載した書類 住所省略		昭和59年 7 月	産業政策局大規模小売店舗調整官	
（ 3 ）就任の承諾を証する書類 省略		昭和60年 10月	貿易局輸入課長	
		昭和61年 10月	生活産業局原料紡績課長	
		平成元年 6 月	基礎産業局総務課長	
		平成2年 6 月	資源エネルギー庁長官官房総務課長	
		平成3年 6 月	中小企業庁小規模企業部長	
		平成4年 6 月	大臣官房審議官（産業政策局担当）	
		平成5年 6 月	国土庁長官官房審議官（長官官房担当）	
		平成6年 7 月	大臣官房付	
		平成6年 8 月	衆議院事務局商工委員会調査室長	
		平成8年 7 月	中小企業庁長官	
		平成9年 7 月	退官	
			日本開発銀行理事	
		平成11年 10月	日本政策投資銀行理事	
		平成12年 3 月	同 上 退職	
		平成12年 4 月	東京ガス株式会社顧問	
		平成12年 6 月	同 上 常務取締役	
		平成14年 6 月	同 上 取締役兼常務執行役員	
		平成16年 6 月	同 上 副社長執行役員	
		平成19年 4 月	同 上 顧問	
		平成19年 6 月	同 上 退職	
		平成19年 7 月	日本自転車振興会副会長	
		平成19年 10月	財団法人日本自転車振興会	
			副会長兼専務理事	
		平成20年 4 月	財団法人JKA 副会長兼専務理事	
			現在に至る	
			略 歴	
			いし ぐろ まさ ひろ 石 黒 正 大 昭和17年5月8日生	
			略 歴	
			いし かわ よし のり 石 川 義 憲 昭和30年2月10日生	
		昭和41年 3 月	東京大学法学部 卒業	
		昭和41年 4 月	通商産業省入省 （中小企業庁長官官房総務課）	
		昭和42年 8 月	中小企業庁計画部計画課	
		昭和44年 4 月	重工業局重工業課	
		昭和46年 6 月	科学技術庁原子力局政策課	
		昭和48年 7 月	資源エネルギー庁石油部精製流通課長補佐（総括班長）	
		昭和50年 1 月	貿易局総務課長補佐（振興事業班長）	
		昭和51年 9 月	資源エネルギー庁公益事業部計画課長補佐（総括班長）	
		昭和53年 6 月	機械情報産業局総務課長補佐（総括班長）	
		昭和54年 7 月	資源エネルギー庁長官官房総務課長補佐（総括班長）	
		昭和55年 6 月	大臣官房秘書課付	
		昭和55年 7 月	日本貿易振興会ブラッセル事務所長	
		昭和58年 8 月	大臣官房付	
		昭和58年 9 月	工業技術院総務部人事課長	
			昭和52年 3 月	
			昭和52年 4 月	
			7 月	
		昭和53年 6 月	同 財政課	
		昭和54年 5 月	国土庁地方振興局特別地域振興課	
		昭和55年 7 月	自治省税務局企画課	
		昭和56年 10月	北九州市資金課長	
		昭和58年 9 月	通商産業省基礎産業局総務課企業班長	
		昭和59年 7 月	同 基礎産業局総務課長補佐	
		昭和60年 7 月	自治省大臣官房総務課課長補佐	
			同 行政局公務員部福利課課長補佐	

（ 26 ） 平成20年5月25日（ 日 ）			広 報 K E I R I N 競輪第 2 号		
昭和62年	4 月	山口県商政課長	平成13年	4 月	業務部次長（次長昇進）
平成元年	4 月	同 財政課長	平成14年	7 月	退職（自己都合）
平成 3 年	4 月	自治省税務局企画課課長補佐	平成19年	10月	財団法人日本自転車振興会 業務部及び選手指導部担当理事
平成 4 年	1 月	同 税務局企画課理事官	平成20年	4 月	財団法人JKA 競輪事業グループ 担当理事
	4 月	日本貿易振興機構（JETRO）デュッセルドルフ事務所			
平成 7 年	7 月	鳥取県総務部長			
平成11年	7 月	自治省大臣官房付	現在に至る		
	7 月	国土庁土地局土地情報課長			
平成12年	7 月	自治省税務局市町村税課長			
平成13年	1 月	総務省自治税務局市町村税課長		略 歴	
	4 月	自治体国際化協会審議役			
	10月	同 ソウル事務所長			
平成16年	1 月	同 審議役		き くら せい たい しょう 木 村 耕 太 郎 昭和26年 2 月17日生	
	4 月	総務省自治行政局自治政策課長			
平成17年	4 月	同 自治大学校副校長			
平成18年	10月	地方職員共済組合理事（現役出向）	昭和49年	3 月	東京大学法学部 卒業
平成20年	3 月	退官	昭和49年	4 月	通商産業省入省（大臣官房総務課）
平成20年	4 月	財団法人JKA 総務グループ及び競輪公正室担当理事	昭和55年	6 月	通商政策局経済協力部技術協力課長補佐（総括班長）
現在に至る			昭和56年	9 月	生活産業局通商課長補佐（総括班長）
			昭和58年	5 月	科学技術庁計画局計画課長補佐
			昭和59年	11月	資源エネルギー庁石炭部計画課長補佐（総括班長）
略 歴			昭和61年	9 月	熊本県商工労働部次長
			平成元年	6 月	工業技術院総務部次世代産業技術企画官
			平成 2 年	6 月	経済協力開発機構国際エネルギー機関 長期協力局省エネルギー部長
おく むら やす し 奥 村 康 志 昭和26年 6 月15日生			平成 5 年	6 月	国土庁長官官房参事官（長官官房担当）
			平成 7 年	6 月	資源エネルギー庁長官官房国際資源課長
			平成 8 年	6 月	中小企業事業団総務部長
昭和49年	3 月	大東文化大学経済学部卒業	平成10年	6 月	大臣官房審議官（地域環境問題担当）
昭和49年	4 月	日本自転車振興会 入会	平成13年	1 月	経済産業研究所次長
昭和49年	4 月	日本競輪学校 教務課	平成13年	7 月	退官
昭和52年	4 月	渉外部 広報課	平成13年	7 月	財団法人地球産業文化研究所専務理事
昭和57年	4 月	業務第 1 部 業務課	平成19年	4 月	財団法人日本エネルギー経済研究所理事
昭和58年	4 月	業務部 業務課【組織改正による部署名改称】	平成20年	3 月	同 退任
昭和60年	4 月	業務部 業務課施設係長（係長昇進）	平成20年	4 月	財団法人JKA オートレース事業所担当理事
昭和62年	4 月	業務部 業務課業務係長	現在に至る		
平成元年	4 月	総合企画室 調査役			
平成 3 年	4 月	総務部 人事課係長			
平成 5 年	10月	選手指導部 公正課課長兼第 1 係長事務取扱（課長昇進）			
平成 6 年	4 月	選手指導部 公正課課長兼第 2 係長事務取扱			
平成 8 年	4 月	総務部 人事課課長			
平成11年	4 月	総務部付 （財）車両情報センター出向			

競輪第 2 号 広 報 K E I R I N 平成20年5月25日（ 日 ） （ 27 ）		
略 歴		
昭和54年	3 月	東京大学法学部 卒業
	4 月	通商産業省入省（特許庁総務部総務課）
	4 月	立地公害局鉱山課
昭和56年	4 月	立地公害局総務課
昭和57年	6 月	産業政策局国際企業課総括班長
昭和58年	9 月	工業技術院総務部技術振興課長補佐（総括班長）
昭和61年	5 月	自治省大臣官房地域政策課長補佐
昭和63年	5 月	中小企業庁長官官房総務課長補佐（企画調整班長）
平成 2 年	7 月	産業政策局知的財産政策企画官
平成 3 年	6 月	石油公団総務部総務課長
平成 5 年	6 月	総務庁行政改革委員会事務局上席調査員
平成 7 年	1 月	外務省在ニューヨーク総領事館領事
平成 8 年	5 月	生活産業局窯業室長
平成11年	7 月	中部経済産業局総務企画部長
平成13年	1 月	大臣官房付
平成15年	7 月	原子力安全・保安院保安課長
平成15年	8 月	原子力安全基盤機構総務部長
平成16年	9 月	大臣官房付・退官
平成19年	7 月	日本自転車振興会 総務部及び機械工業振興部担当理事
平成19年	7 月	財団法人日本自転車振興会 総務部及び機械工業振興部担当理事
平成19年	10月	財団法人JKA 機械工業振興グループ及び公益事業振興グループ担当理事
平成19年	10月	現在に至る
平成20年	4 月	略 歴
ひら やなぎ ゆたか 平 柳 豊 昭和25年12月 8 日生		
昭和50年	3 月	法政大学経済学部 卒業
昭和50年	4 月	日本自転車振興会 入会
昭和50年	4 月	業務第 2 部 登録訓練課
昭和52年	4 月	業務第 2 部 あっせん課
昭和55年	4 月	公益事業部 公益第 2 課
昭和57年	4 月	審査部 審査第 1 課
昭和58年	4 月	選手指導部 公正課【組織改正に伴う部署名改称】
昭和59年	4 月	日本競輪学校 教務課
昭和62年	4 月	総務部 人事課労務係長（係長昇進）
昭和63年	4 月	総務部 人事課係長【組織改正に伴う役職名改称】
平成 3 年	4 月	総務部付
平成 4 年	4 月	総務部付 （財）自転車産業振興協会出向

(30) 平成20年5月25日 (日)				広 報 K E I R I N				競輪第 2 号							
同 (20JKA事運第1号の6 平成20年5月9日) (1名)								北日本	宮城	14128	嶋貫 高大				
										14129	菅田 竜道				
										14130	竹山 陵太				
										14131	平間 一洋				
										14132	三澤 康人				
										秋田	13992	植村 翔太			
										13993	佐藤 朋也				
										13994	杉山 悠也				
										13995	須藤 卓				
										13996	丸山 貴秀				
										14133	橋 紀史				
										福島	8764	渡邊 正範			
										13997	桐生 卓也				
										13998	桂馬 将人				
										13999	小林 孝文				
										14001	芳賀 真人				
										14002	渡部 幸訓				
										14134	小野 大介				
										14135	金澤 幸司				
										14136	金澤 竜二				
										14137	房州 輝也				
								関東	茨城	14003	須賀 和彦				
										14004	松永 将				
										14138	山下 渡				
										栃木	8773	深井 美照			
										14139	小田倉勇二				
										14140	神山 拓弥				
										14141	中川 貴徳				
										14142	矢野 昌彦				
										群馬	14006	青木 亮太			
										14007	今泉 薫				
										14008	甲斐 康昭				
										14143	天田 裕輝				
										14144	石川 雅望				
										14145	篠原 忍				
										14146	橋爪 亮				
										埼玉	14009	大澤 雄大			
										14010	長谷川辰徳				
										14011	細沼 健治				
										14147	柿沼 信也				
										14148	岸澤 賢太				
										14149	齋藤 和伸				
								14150	関根 大悟						
同 (20JKA事運第1号の7 平成20年5月16日) (1名)															
14235 鈴木 庸之 (新潟) 92期 22才															
新級班		昇班適用日	適用期	達成までの優勝記録											
A2	H20.5.3	20年前期) 21年前期	4/10 ~ 4/12) 11.	4/17 ~ 4/19) 11.	4/30 ~ 5/2) 11.										
登録更新 (20JKA事運第1号の6 平成20年5月9日) (160名) 登録更新日 平成20年5月1日															
地区		府県	登録番号		氏 名										
北日本		北海道	13976		明田 春喜										
		"	13977		川邊 勇太										
		"	13978		菊地 圭尚										
		"	13979		竹内 優也										
		"	13980		森田 康嗣										
		"	14123		中村敏之輔										
		青森	13981		阿部 秀樹										
		"	13982		五日市 誠										
		"	13983		大崎 智久										
		"	13984		栗林 巧										
		"	13985		高橋 陽介										
		"	14124		石田 宏樹										
		"	14125		坂本 昌宏										
		"	14126		谷 敏史										
		"	14127		永澤 剛										
		岩手	13986		石田 岳彦										
		"	13987		鷹木 官玄										
		宮城	8765		関根 好雄										
		"	13988		阿部 英光										
		"	13989		大泉 英則										
		"	13990		荻原 尚人										
		"	13991		永井 亮										

競輪第 2 号				広 報 K E I R I N				平成20年5月25日（ 日 ）				（ 31 ）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
関東	埼玉	14151	宿口 潤平	中部	三重	14029	上田 国広	近畿	福井	14178	伊原 克彦																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	〃	14152	宿口 陽一		〃	14173	伊藤 篤紀																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	山梨	14153	伊藤 太一		〃	14174	柴 淳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	長野	14154	長岡 豪		〃	14175	柴 俊光																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	新潟	14012	関 智晴		富山	14176	笹倉 慎也																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	〃	14013	中山 健		石川	14177	小堺 浩二																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	〃	14155	佐藤 政利		〃	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	〃	14156	西巻 裕也		〃	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	〃	14157	原田 泰志		〃	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	〃	14158	本間 慎吾		〃	〃	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
南関東	千葉	14005	山本 健也	中国	岡山	14034	鳥丸 晃順	四国	香川	14186	網谷 竜次																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	〃	14014	須藤 雄太		〃	14181	藤原 悠斗		〃	14187	大西 祐																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	〃	14015	米倉 剛志		〃	10479	溝田 正年		〃	14188	原 誠宏																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	〃	14159	中川 慶一		広島	14182	大川 龍二		〃	14189	藤澤 明弘																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	神奈川	14016	石塚 孝幸		〃	14183	隅田 幸助		〃	14035	伊藤 大彦																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		〃	14017		大塚 玲	〃	14184		池田 良	〃	14190	木村 隆弘																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		〃	14018		内藤 秀久	〃	14185		隅 貴史	〃	14191	鋭人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		〃	14019		長 達也	山口	〃		〃	〃	14036	篠原 龍馬																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	〃	14020	松坂 洋平		九州	福岡	高知		愛媛	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

九州	佐賀	14196	小林 弘和
	〃	14197	藤野 孝彦
	長崎	14048	川島 勝
	熊本	8825	松岡 博司
	〃	8827	服部 良一
	〃	14049	廣田 樹里
	〃	14198	磯野 高臣
	〃	14199	松岡 孔明
	鹿児島	14200	西村 尚文

身体検査延期者の検査結果に対する
出場あっせん保留の解除

「競輪に係る業務の方法に関する規程」第 8 3 条第 5 項の規定に基づき行った選手身体検査を受検した結果、下記選手は、公正安全な競走を行うに支障がないと認めましたので、同規程第 8 3 条第6項による出場あっせん保留を解除しました。

(20JKA事運第27号の2 平成20年5月15日)

1. 都道府県名：静岡
2. 登 録 番 号：8563
3. 氏 名：梶山 祐司
4. 解除年月日：平成20年5月15日付

出場あっせん停止

「競輪に係る業務の方法に関する規程」に基づき、下記のとおり決定しました。

(20JKA公正第4号 平成20年4月25日)

(2名)

級班	府県	番号	氏名	あっせん停止期間	適 条
S2	大分	14117	小岩 大介	あっせん停止 1 ヶ月 平成20年5月1日 ~ 平成20年5月31日	業務規程 第135条 第1項 第11号
S2	愛知	14166	倉野隆太郎	あっせん停止 1 ヶ月 平成20年5月1日 ~ 平成20年5月31日	業務規程 第135条 第1項 第11号

先頭誘導選手の認定・認定更新・認定抹消

(20JKA事運第1号の6 平成20年5月9日)

認定 (21名) 認定年月日 平成20年5月1日

府県	認定番号	登録番号	氏 名
福島	18438	13831	前島 宏至
茨城	18439	9078	本 昭司
〃	18440	9358	増子 政明
栃木	18441	12862	松岡 慶彦
東京	18442	12179	大木 和也
長野	18443	12507	為田 学
岐阜	18444	13425	加藤 慎平
三重	18445	11514	長島 成樹
福井	18446	13046	市田佳寿浩
滋賀	18447	13579	吉江 恒
香川	18448	12304	児玉 広志
福岡	18449	10233	中垣 輝光
〃	18450	10691	國 健
〃	18451	13369	吉村 浩二
熊本	18452	9822	伊木 憲治
〃	18453	10035	松本 秀浩
〃	18454	10584	宮路 善嗣
〃	18455	10956	宮 一郎
〃	18456	11443	秋山 晋三
〃	18457	11555	渡 繁
〃	18458	12552	曽我 明広

認定更新 (96名) 更新年月日 平成20年5月1日

府県	認定番号	登録番号	氏 名
北海道	10333	10154	島田 徹
〃	13473	11957	今野 剛
〃	13475	12334	林 圭一
青森	10858	10590	齋藤 広樹
〃	12262	11559	永澤 幸一
〃	16517	13601	工藤 政志
〃	16518	13668	佐々木孝司
〃	16519	13671	白川 裕也
岩手	15355	10480	佐藤 公二
〃	15905	13383	安藤 優企
秋田	10340	9727	藤澤 哲
〃	10342	9868	須藤 修
〃	12263	11458	佐藤 仁
群馬	15308	11868	岩 正始
〃	15309	11869	大塚 光成

群馬	15312	11873	松浦 督朗	香川	10870	10686	真鍋 浩二
〃	15918	12072	大谷 雅彦	〃	10872	10799	田淵 徹
〃	15919	12073	吉田 雄二	〃	10873	10800	野口 剛
〃	15920	12168	山口 進一	〃	11554	11185	松川 歩
〃	15921	12171	川井 一憲	徳島	15356	13294	木村 勉
〃	15925	12175	山田 高志	〃	15940	13504	坂野 耕治
〃	15926	12267	大河原久之	〃	15942	13506	田村 浩章
〃	15927	12347	清水 敏一	高知	11558	10932	和田 昼善
〃	15928	12415	井上 貴照	〃	11559	11061	黒岩 雄幸
〃	15930	12417	須藤 直道	愛媛	12897	10934	忽那 利文
東京	17934	13022	物部 国治	福岡	11562	8885	片山 徹
愛知	15933	12891	朝日 勇	〃	16538	10025	山本 稔
〃	17318	13261	柴田 昌樹	〃	17940	10809	井上 龍雅
〃	17319	13776	小塚 潤	〃	11565	11196	長寄 晴二
岐阜	15325	13043	児玉 利文	〃	14077	11357	平城 浩次
〃	15935	13426	本村 隆文	〃	16543	11541	杉山 義徳
〃	16526	13722	宝満 大作	〃	14565	11853	川野 将彦
福井	17321	12017	澤田 光浩	〃	14566	12624	中野 龍治
〃	17937	13201	北川 紋部	〃	15341	12705	那須 久幸
〃	15326	13275	渡辺 航平	〃	15342	12766	立石 拓也
滋賀	12270	11705	藤田 享市	〃	14570	12993	白銀 直喜
〃	13487	12369	磯野 永悟	〃	15949	13511	坂本 成央
奈良	12271	11519	大井 啓世	〃	15950	13512	長野 和弘
〃	12894	12019	小笠原 悟	〃	15951	13513	南 和夫
〃	12896	12021	永井 良樹	〃	16546	13596	渡 大善
和歌山	13489	12372	谷 昌則	佐賀	12287	11745	江頭 徳義
〃	15331	13281	岡田 篤	〃	12291	11749	原 敬次
大阪	11543	10549	北村 尚勝	〃	12292	11750	山下 政孝
〃	17938	11401	柴田 鉄也	長崎	11572	11323	森田 陽一
〃	17323	11922	下間 覚	〃	14571	12147	川 正博
〃	16530	11924	宮 琢也	〃	14079	12771	川本 正章
〃	15329	12220	片山 慎二	〃	14572	12997	後田 康成
〃	17939	12980	奥野 正人	〃	14573	12998	江口 晃正
〃	17324	13797	平川 公一	大分	16547	12704	木田庄太郎
岡山	8948	9321	長谷 忠	熊本	15954	10954	境 博文
〃	16532	12125	星島 一成	〃	17944	11756	毛利 秀幸
〃	14555	12836	大田 啓介	〃	17947	13001	友田 雄介
広島	17325	10796	竹内 和秀	〃	14587	13002	本島 真輝
〃	16533	12129	阿部 亮治				
〃	16534	12757	市本 隆司				
〃	16535	13138	丸本 孝人				
山口	15336	11842	白井圭一郎				
〃	16536	12471	美濃 英導				

認定抹消 (23名) 抹消年月日 平成20年5月1日

府県	認定番号	登録番号	氏 名
栃木	10350	10271	内山 義雄
〃	17311	11576	福田 匡史
〃	12881	11973	上吉原勇一
〃	17314	13677	菊地 大輔
群馬	15317	11985	長谷川雄一
〃	15931	12418	田中 雄彦
東京	16523	10623	菅沼 清二
新潟	17935	12358	川上 秀明
〃	17936	12429	阿部 康雄
香川	15337	13293	福田 博
福岡	16544	11741	澤亀 浩司
〃	12901	12050	本 義紀
〃	17329	12625	村田 広和
〃	17941	12919	辻 政一
〃	17942	13387	野田 源一
熊本	14576	10032	西 浩吉
〃	15956	11202	田尻 光秀
〃	15958	11446	田尻 新吾
〃	17943	11449	西川 親幸
〃	17945	11757	森下 裕之
〃	17946	12777	野原 博昭
〃	17948	13228	西 剛司
〃	17949	13300	野口 和裕

先頭誘導選手の認定取消
(20JKA事運第1号の4 平成20年4月25日)
(2名) = あっせん停止

登録番号	選手名	府県	認定番号	認 定 取消日	再認定 可能日
14117	小岩 大介	大分	18179	平成20年 5月1日	平成21年 5月1日
14166	倉野隆太郎	愛知	18178	平成20年 5月1日	平成21年 5月1日

審判員

登録消除
「競輪審判員、選手および自転車登録規則」に基づ
き、下記のとおり登録を消除しました。
(20JKA競運第19号 平成20年5月1日)

(4名)

地区	登録 番号	認定 番号	氏名	消除日	適用条項
北日本 競技部	3973	—	鈴木喜三郎	平成20年 4月28日	登録規則 第13条 第1号
	4718	B-805	土橋 信臣	平成20年 4月28日	登録規則 第13条 第1号
本部	3590	B-243	瀧本 実	平成20年 4月28日	登録規則 第13条 第1号
	3591	B-244	稲葉 賢司	平成20年 4月28日	登録規則 第13条 第1号

登録事項の変更
「競輪審判員、選手および自転車登録規則」に基づ
き、登録事項の変更をしました。
(20JKA競運第5号の2 平成20年5月16日)

住所変更 (1名)

競技会	登録番号	氏 名
本部	4621	山田 健嗣

検車員

認定取消
「競輪検車員認定に関する要領」に基づき、下記の
とおり認定を取消しました。
(20JKA競運第6号の2 平成20年4月24日)

(2名)

認定番号	氏名	認定取消日	適用
323	滝本 実	平成20年4月24日	競輪検車員認定 に関する要領7(1)
324	稲葉 賢司	平成20年4月24日	競輪検車員認定 に関する要領7(1)

自転車

登録消除
「競輪審判員、選手および自転車登録規則」第26条5号
の規定に基づき、下記のとおり本財団登録自転車の登録
を消除しました。

(20JKA競運第16号 平成20年4月24日)

1 . 登録製造業者の氏名・住所
 サイクル・テクニカ・マエダ 代表 前田 智
 岐阜県土岐市泉大沼町4-10

2 . 自転車の登録番号・商標
 第202号 マエダ

3 . 初年度登録日
 昭和57年12月1日

4 . 自転車の種類
 競走車安全基準に適合する自転車

5 . 登録消除理由
 「競輪審判員、選手および自転車登録規則」第26条第5号

6 . 登録消除年月日
 平成20年5月1日

所有者登録
「競輪審判員、選手および自転車登録規則」第22条
及び「競輪に係る業務の方法に関する規程」第108条の
規定に基づき、下記のとおり自転車を所有者登録しま
した。
(20JKA競運第17号 平成20年4月24日)

1. 所有者登録自転車

登録番号	商標	申請者			自転車	
					製造年月日	製造番号
第87号	マエダ	笹野井 丈晴	第12095号	(64期・静岡・S2)	1 1 ・ 0 7	M 0 6 0
第88号	マエダ	勝俣 浩一	第12279号	(66期・神奈川・S2)	1 1 ・ 0 7	M 0 6 2
第89号	マエダ	大塚 光成	第11869号	(62期・群馬・A1)	0 5 ・ 0 6	M 0 3 6
第90号	マエダ	日比野 行政	第12285号	(66期・岐阜・A1)	1 0 ・ 0 7	M 0 5 7
第91号	マエダ	赤石 聡	第12498号	(69期・群馬・A1)	1 0 ・ 0 6	M 0 4 8
第92号	マエダ	大竹 広治	第9554号	(41期・愛知・A2)	0 4 ・ 9 8	M 0 4 1 3
第93号	マエダ	小屋 幸一郎	第12922号	(74期・大分・A2)	1 2 ・ 0 7	M 0 6 7
第94号	マエダ	濱田 健治	第10029号	(45期・大分・A3)	1 2 ・ 0 7	M 0 6 8
第95号	マエダ	池上 雅通	第10107号	(46期・岐阜・A3)	0 7 ・ 1 1	M 0 7 0
第96号	マエダ	左京 源皇	第12739号	(72期・愛知・A3)	1 2 ・ 0 7	M 0 6 9
第97号	マエダ	佐々木 和大	第13522号	(83期・岩手・A3)	1 1 ・ 0 7	M 0 6 3
第98号	マエダ	高野 光彰	第10982号	(54期・群馬・A3)	0 4 ・ 0 7	M 0 5 2
第99号	マエダ	小森 慎一	第11508号	(58期・愛知・A1)	0 3 ・ 9 9	M 0 3 3 2
第100号	マエダ	小森 慎一	第11508号	(58期・愛知・A1)	1 1 ・ 0 5	M 0 2 8
第101号	マエダ	加藤 晴久	第12011号	(63期・愛知・A3)	1 1 ・ 9 0	5 1 9
第102号	マエダ	安藤 功	第9556号	(41期・岐阜・A3)	1 1 ・ 0 7	M 0 6 1
第103号	マエダ	中武 克雄	第11403号	(57期・大阪・S2)	0 3 ・ 0 6	M 0 8 4
第104号	マエダ	山田 二三補	第12109号	(64期・愛知・A2)	0 7 ・ 1 0	M 0 7 9
第105号	マエダ	大竹 広治	第9554号	(41期・愛知・A2)	1 0 ・ 0 7	M 0 8 1
第106号	マエダ	大沼 孝行	第12883号	(74期・静岡・S2)	1 0 ・ 0 7	M 0 5 8
第107号	マエダ	木田 庄太郎	第12704号	(71期・大分・A1)	1 1 ・ 0 7	M 0 6 4
第108号	マエダ	宮原 英司	第12703号	(71期・長崎・A2)	0 8 ・ 0 6	M 0 4 4
第109号	マエダ	日比野 敏行	第11699号	(60期・岐阜・S1)	0 2 ・ 0 6	M 0 0 1
第110号	マエダ	日比野 敏行	第11699号	(60期・岐阜・S1)	0 8 ・ 0 5	M 0 2 5
第111号	マエダ	日比野 敏行	第11699号	(60期・岐阜・S1)	0 4 ・ 0 7	M 0 5 1
第112号	マエダ	日比野 敏行	第11699号	(60期・岐阜・S1)	0 8 ・ 0 7	M 0 5 5
第113号	マエダ	日比野 敏行	第11699号	(60期・岐阜・S1)	0 7 ・ 1 0	M 0 8 0
第114号	マエダ	毛利 秀幸	第11756号	(60期・熊本・A2)	1 0 ・ 0 3	M 0 1 4
第115号	マエダ	毛利 秀幸	第11756号	(60期・熊本・A2)	0 8 ・ 0 5	M 0 2 4
第116号	マエダ	毛利 秀幸	第11756号	(60期・熊本・A2)	0 6 ・ 0 7	M 0 5 4
第117号	マエダ	藤原 義晴	第13905号	(88期・岩手・A2)	1 2 ・ 0 7	M 0 6 6
第118号	マエダ	馬場 徹	第11386号	(57期・岐阜・A1)	1 1 ・ 0 2	M 0 0 6
第119号	マエダ	後藤 彰仁	第14245号	(92期・岐阜・A3)	0 6 ・ 0 7	M 0 4 9
第120号	マエダ	後藤 彰仁	第14245号	(92期・岐阜・A3)	1 1 ・ 0 7	M 0 6 5

※級班は平成20年前期とする

2. 自転車の種類及び規格並びにその特徴

競走車安全基準に適合する自転車

3. 登録有効期間

平成20年5月1日から平成22年11月30日まで

あっせん

平成20年5月競輪出場あっせん状況

1. 開催状況 (5月あっせん対象節数)
- | | | |
|----------|--|-----|
| G III | 3 競輪場 | 3 節 |
| | (宇都宮、平塚、大垣) | |
| F I | 27競輪場 | 28節 |
| | (函館、青森、取手、大宮、西武園、京王閣、立川、松戸、千葉、川崎、小田原、一宮、名古屋、岐阜、四日市、福井、和歌山、岸和田、防府、高松、小松島、高知、松山、小倉、武雄、別府、熊本) | |
| F II | 34競輪場 | 47節 |

内 施設改善競輪 1 節

2008年北京オリンピック日本代表選手応援協賛競輪...
京王閣 (あっせん回数に含まず)
全日本プロ選手権自転車競技大会記念競輪...
奈良 (あっせん回数に含まず)

2. 選手あっせん依頼数 (あっせん回数に算入しない部分の依頼数を除く)
- | | |
|----------------|--------|
| S 級 | 1,755人 |
| A 級 1 ・ 2 班 | 4,356人 |
| A 級 3 班 | 2,070人 |
| 合 計 | 8,181人 |
3. 級別選手 1 人あたり平均あっせん回数
- | | |
|----------------|-------|
| S 級 | 2.10回 |
| A 級 1 ・ 2 班 | 2.49回 |
| A 級 3 班 | 2.35回 |

4. あっせん選手の交流について
実働選手に対するあっせん依頼数の比率は、S級については中部・四国地区が高く、A級については中部・近畿・四国地区が高かった。
このため、あっせん回数の均等のほか、欠場時の対応等も勘案のうえ、あっせん選手の交流を行った。

平成20年5月開催競輪選手需給状況表

平成20年4月15日

	S 級			A級 1 班 ・ 2 班			A級 3 班			A級合計		
	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数
北日本	162	81	2.00	414	183	2.26	180	99	1.82	594	282	2.11
関 東	315	158	1.99	720	367	1.96	360	224	1.61	1,080	591	1.83
南関東	315	147	2.14	657	267	2.46	315	123	2.56	972	390	2.49
中 部	315	111	2.84	720	167	4.31	360	67	5.37	1,080	234	4.62
近 畿	162	95	1.71	603	225	2.68	315	90	3.50	918	315	2.91
中 国	54	67	0.81	243	137	1.77	135	76	1.78	378	213	1.77
四 国	216	66	3.27	468	141	3.32	180	61	2.95	648	202	3.21
九 州	216	110	1.96	531	260	2.04	225	141	1.60	756	401	1.89
全国計	1,755	835	2.10	4,356	1,747	2.49	2,070	881	2.35	6,426	2,628	2.45
一人当たり平均 あっせん回数	2.10回			2.49回			2.35回			2.45回		

備考 本表は、地区間の選手交流計画に資するため、各地区のあっせん需要数と実働選手数の対比を示したものである。
なお、あっせん回数に算入されない競輪は依頼数から除いた。

平成20年6月競輪出場あっせん計画			
1. 開催状況 (6月あっせん対象節数)			
G I	1 競輪場	1 節	
	(大津)		
G III	4 競輪場	4 節	
	(函館、小田原、富山、熊本)		
F I	23競輪場	27節	
	(青森、前橋、取手、宇都宮、松戸、川崎、平塚、伊東、静岡、一宮、大垣、豊橋、松阪、四日市、福井、向日町、岸和田、広島、玉野、高知、小倉、別府、久留米)		
F II	35競輪場	44節	
	内 施設改善競輪	1 節	
	2008年北京オリンピック日本代表選手応援協賛競輪...		
	平塚 (あっせん回数に含まず)		
2. 選手あっせん依頼数 (あっせん回数に算入しない部分の依頼数を除く)			
S 級	1,908人		
A 級 1 ・ 2 班	4,176人		
A 級 3 班	1,980人		
合 計	8,064人		
3. 級別選手 1 人あたり平均あっせん回数			
S 級	2.28回		
A 級 1 ・ 2 班	2.40回		
A 級 3 班	2.28回		
4. あっせん選手の交流について			
実働選手に対するあっせん依頼数の比率は、S級については北日本・南関東・中部・近畿地区が高く、A級については中部・四国地区が高い。			
このため、あっせん回数の均等のほか、欠場時の対応等も勘案のうえ、あっせん選手の交流を行う。			

平成20年6月開催競輪選手需給計画表

平成20年4月15日

	S 級			A級 1 班 ・ 2 班			A級 3 班			A級合計		
	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数
北日本	207	81	2.56	360	184	1.96	180	97	1.86	540	281	1.92
関 東	216	158	1.37	783	366	2.14	405	221	1.83	1,188	587	2.02
南関東	369	148	2.49	585	267	2.19	225	123	1.83	810	390	2.08
中 部	369	112	3.29	711	166	4.28	315	66	4.77	1,026	232	4.42
近 畿	270	95	2.84	540	223	2.42	270	88	3.07	810	311	2.60
中 国	162	67	2.42	351	137	2.56	135	74	1.82	486	211	2.30
四 国	54	66	0.82	369	141	2.62	225	61	3.69	594	202	2.94
九 州	261	109	2.39	477	257	1.86	225	140	1.61	702	397	1.77
全国計	1,908	836	2.28	4,176	1,741	2.40	1,980	870	2.28	6,156	2,611	2.36
一人当たり平均 あっせん回数	2.28回			2.40回			2.28回			2.36回		

備考 本表は、地区間の選手交流計画に資するため、各地区のあっせん需要数と実働選手数の対比を示したものである。
なお、あっせん回数に算入されない競輪は依頼数から除いた。

車 券 売 上 状 況											
(4月分)											
競輪場名	車券売上額(円)			利用者数 (人)	開催 日数	利用者 一人平均 購買額	年度累計(4月のみ)				
	合計	場外	電話投票				車券売上額	場外	利用者数	開催 日数	
函 館	1,598,148,600	869,395,400	634,428,400	213,579	9	7,483	1,598,148,600	869,395,400	213,579	9	
青 森	301,307,200	113,947,600	97,967,300	50,605	6	5,954	301,307,200	113,947,600	50,605	6	
いわき平	505,273,600	165,107,500	139,698,000	66,875	6	7,555	505,273,600	165,107,500	66,875	6	
弥 彦	11,714,681,300	9,980,128,300	1,440,116,700	794,329	7	14,748	11,714,681,300	9,980,128,300	794,329	7	
前 橋	638,220,300	255,291,600	238,193,000	76,112	3	8,385	638,220,300	255,291,600	76,112	3	
取 手	373,583,600	143,014,800	65,628,300	38,815	3	9,625	373,583,600	143,014,800	38,815	3	
宇 都 宮	371,416,800	0	83,862,900	33,126	6	11,212	371,416,800	0	33,126	6	
大 宮	731,098,700	64,445,300	158,693,200	75,048	6	9,742	731,098,700	64,445,300	75,048	6	
西 武 園	475,460,600	0	91,738,500	40,986	6	11,601	475,460,600	0	40,986	6	
京 王 閣	1,719,326,800	965,331,100	347,579,100	159,375	6	10,788	1,719,326,800	965,331,100	159,375	6	
立 川	1,777,062,700	930,590,600	313,975,100	170,972	6	10,394	1,777,062,700	930,590,600	170,972	6	
松 戸	919,990,100	240,483,700	367,567,600	96,272	3	9,556	919,990,100	240,483,700	96,272	3	
千 葉	669,862,100	212,749,400	176,087,800	76,532	6	8,753	669,862,100	212,749,400	76,532	6	
花 月 園	415,950,400	134,768,300	98,388,800	50,706	3	8,203	415,950,400	134,768,300	50,706	3	
川 崎	10,490,009,300	8,617,119,000	1,192,403,900	837,725	4	12,522	10,490,009,300	8,617,119,000	837,725	4	
平 塚	453,417,500	0	83,982,900	74,029	3	6,125	453,417,500	0	74,029	3	
小 田 原	247,290,000	0	50,502,300	20,416	3	12,113	247,290,000	0	20,416	3	
伊東温泉	202,714,000	26,111,500	82,762,400	26,120	3	7,761	202,714,000	26,111,500	26,120	3	
静 岡	303,594,400	0	54,962,300	28,972	3	10,479	303,594,400	0	28,972	3	
一 宮	3,324,272,400	2,211,818,900	518,189,100	305,549	9	10,880	3,324,272,400	2,211,818,900	305,549	9	
名 古 屋	253,089,400	0	73,845,900	26,032	3	9,722	253,089,400	0	26,032	3	
岐 阜	368,810,200	19,511,400	89,636,200	40,445	6	9,119	368,810,200	19,511,400	40,445	6	
大 垣	148,318,500	0	62,849,600	16,955	3	8,748	148,318,500	0	16,955	3	
豊 橋	301,913,800	19,901,000	122,208,000	38,445	6	7,853	301,913,800	19,901,000	38,445	6	
富 山	553,405,400	0	134,792,300	42,630	7	12,982	553,405,400	0	42,630	7	
松 阪	141,035,200	65,819,200	20,778,000	12,288	3	11,477	141,035,200	65,819,200	12,288	3	
四 日 市	1,264,814,000	304,597,500	690,065,900	131,040	6	9,652	1,264,814,000	304,597,500	131,040	6	
福 井	156,212,300	12,849,200	30,556,200	19,477	6	8,020	156,212,300	12,849,200	19,477	6	
大津びわこ	607,516,100	264,332,200	136,492,200	59,526	6	10,206	607,516,100	264,332,200	59,526	6	
奈 良	265,279,200	52,885,600	92,500,600	27,317	3	9,711	265,279,200	52,885,600	27,317	3	
京都向日町	212,082,900	12,531,600	62,587,600	23,354	3	9,081	212,082,900	12,531,600	23,354	3	
和 歌 山	417,447,800	149,481,000	104,056,000	50,482	6	8,269	417,447,800	149,481,000	50,482	6	
岸 和 田	941,264,200	454,091,500	167,375,800	93,674	6	10,048	941,264,200	454,091,500	93,674	6	
玉 野	811,033,300	578,904,700	103,792,500	86,832	6	9,340	811,033,300	578,904,700	86,832	6	
広 島	111,422,800	10,175,000	11,812,000	9,626	3	11,575	111,422,800	10,175,000	9,626	3	
防 府	414,319,000	255,605,300	73,737,900	50,181	6	8,256	414,319,000	255,605,300	50,181	6	
高 松	97,102,400	0	12,772,100	7,724	3	12,572	97,102,400	0	7,724	3	
観 音 寺	552,390,500	397,401,500	99,267,200	56,664	3	9,749	552,390,500	397,401,500	56,664	3	
小 松 島	704,783,100	432,390,500	185,719,900	78,262	6	9,005	704,783,100	432,390,500	78,262	6	
高 知	9,035,673,100	7,843,456,400	971,824,800	648,962	4	13,923	9,035,673,100	7,843,456,400	648,962	4	
松 山	104,139,000	24,739,500	12,893,500	11,246	3	9,260	104,139,000	24,739,500	11,246	3	
小 倉	1,326,812,500	427,447,900	733,581,000	155,324	6	8,542	1,326,812,500	427,447,900	155,324	6	
久 留 米	279,633,700	48,965,900	37,952,800	31,406	6	8,904	279,633,700	48,965,900	31,406	6	
武 雄	9,528,783,900	8,369,126,300	963,787,800	720,488	7	13,225	9,528,783,900	8,369,126,300	720,488	7	
佐 世 保	87,192,200	20,316,400	12,937,100	7,502	3	11,623	87,192,200	20,316,400	7,502	3	
別 府	445,496,300	163,647,200	95,975,900	34,357	6	12,967	445,496,300	163,647,200	34,357	6	
熊 本	184,967,400	12,223,400	20,931,700	12,592	3	14,689	184,967,400	12,223,400	12,592	3	
合計	66,547,618,600	44,870,703,200	11,361,458,100	5,728,974	230	11,616	66,547,618,600	44,870,703,200	5,728,974	230	